

色麻町

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画



令和3年3月
色麻町

はじめに



近年、障がいのある人や児童を取り巻く環境は大きく変化しており、地域で自立して生活できる社会の実現に向けて、地域社会の理解と協力を得ながら、就労支援や社会参加の促進などに取り組むことの重要性が増してきています。

これまで本町では、平成 27 年 3 月に「色麻町障がい者計画」を策定し、障がい福祉施策を進めてまいりました。また、平成 30 年 3 月には、「第 5 期障がい福祉計画」を策定するとともに、障がい児支援のニーズの多

様化にもきめ細かく対応するため「第 1 期障がい児福祉計画」を併せて策定し、「たがいに支え合い自分らしく笑顔で暮らせる町」を目指して取組を進めてきたところです。

今後も、障がいのある人を取り巻く環境は変化し続けていくものと思われませんが、「色麻町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」についても、前回に引き続き「(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、(2) 身近な実施主体と一元的な障がい福祉サービスの実施、(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本理念として、共にこの町・この地域で幸せに暮らせるよう、町民の皆様とともに、障がいのある人一人ひとりに寄り添いながら、「温かな地域共生社会づくり」を進めてまいりたいと考えています。

本計画の実現に向け、地域住民、関係機関、団体、事業者、行政等が一体となって取り組むことが大事ですので、尚一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、色麻町自立支援協議会委員の皆様方に深く御礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

色麻町長 早坂 利悦

□ ■ 目次 ■ □

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 計画の策定体制	6
6 障害保健福祉圏域	6
7 国の基本指針の主な変更点について	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	8
1 障がい者（児）の現状	8
2 人口の将来推計	15
3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価	16
4 アンケート調査の結果	26
5 障がい福祉の推進に向けた課題	37
第3章 計画の理念と成果目標	39
1 計画の理念	39
2 成果目標	39
第4章 サービス見込み量と確保のための方策	44
1 障がい福祉計画	44
2 障がい児福祉計画	58
第5章 計画の推進	63
1 地域自立支援協議会	63
2 虐待防止への取組	64
3 計画の推進にあたって	65
資料編	67
資料1 計画策定の経過	67

資料2	障がい福祉計画に関連する法律	68
資料3	用語集	70

※本文中の「障害」の「害」は、法律・政令、固有名称などで定められている表記については「害」を使用していますが、それ以外の部分については、ひらがな表記の「がい」で統一しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の動向

我が国では、平成23年に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられました。また、平成25年には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」として「障害者基本法」の趣旨を踏まえる形で改正施行されました。

その後も、平成28年には障がいを理由とする差別の解消の推進に関することや、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されています。さらに、平成30年4月からは「障害者総合支援法」の改正によって、障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることや、「児童福祉法」の一部改正によって、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることが推進されています。

そして、令和2年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」と表記）」が改正され、障がい福祉人材の確保や障がいのある人の社会参加を支える取組をより一層推進していくことが重要と示されました。

(2) 本計画の策定趣旨

国の動向のように、障がい者（児）を取り巻く状況は変化を続ける中で、本町では平成27年3月に「色麻町障がい者計画」（平成27年度～令和5年度）を、平成30年3月には、「色麻町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定しました。そして、「たがいに支え合い 自分らしく 笑顔で暮らせる町」といった基本理念の下、各種施策や障がい福祉サービスの提供基盤整備を推進してきました。

この度、令和2年度末をもって、「色麻町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、障がい福祉サービスや、障がい児通所支援等の見込み及び確保方策を検討する「色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置付け

障がい者福祉施策に関しては、①障がい者計画、②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画の3種類が法定計画として位置付けられており、本計画は②と③に該当します。また、②と③については「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20において、両者を一体的に策定してよい旨が示されているため、本町においてもこれに倣い、一体的に策定するものとなります。

①障がい者計画

「障害者基本法」第11条第3項に規定されている「市町村障害者計画」に相当するもので、本町における障がい者施策に関する基本的な計画です。障がい者計画は、本町が障がい者施策を推進する際の方向性を明らかにし、障がい者福祉に関する行政運営の指針となる計画です。

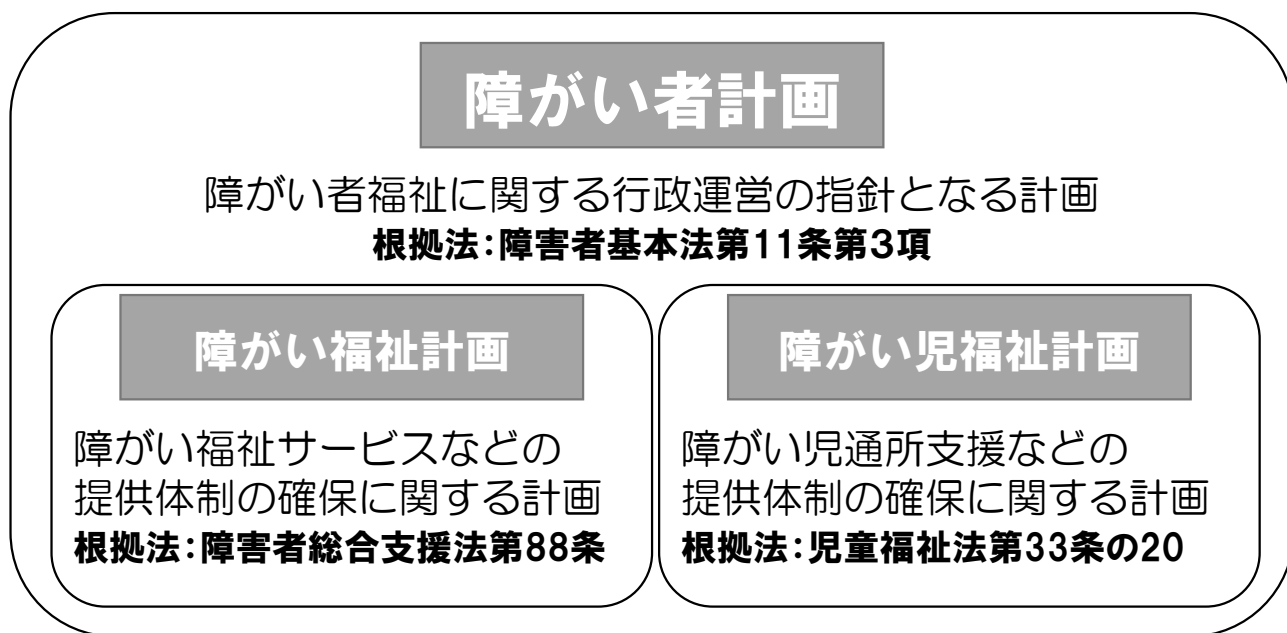
②障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条に規定されており、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

③障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20に規定されており、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

図表 「障がい者計画」と「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との関係

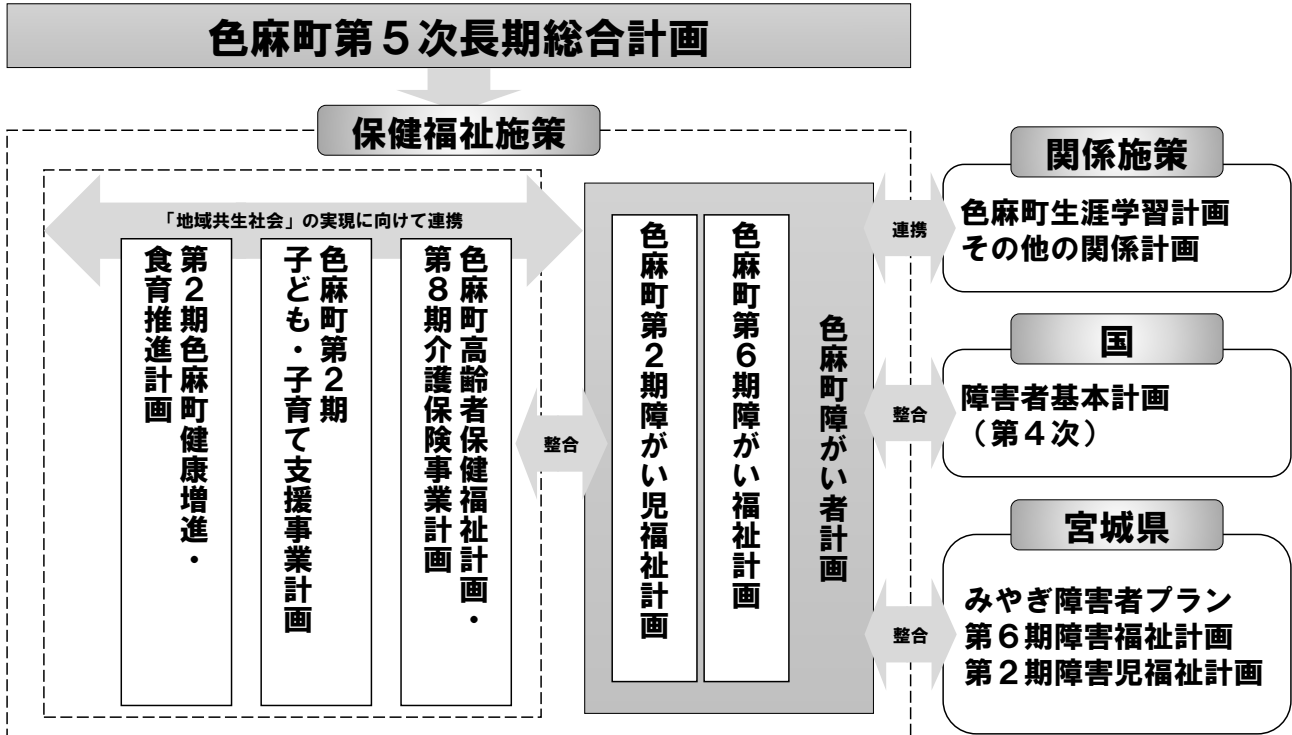


(2) 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「色麻町第5次長期総合計画」との整合性を図るとともに、「色麻町障がい者計画」、その他福祉分野関連計画との連携・調整を図ります。

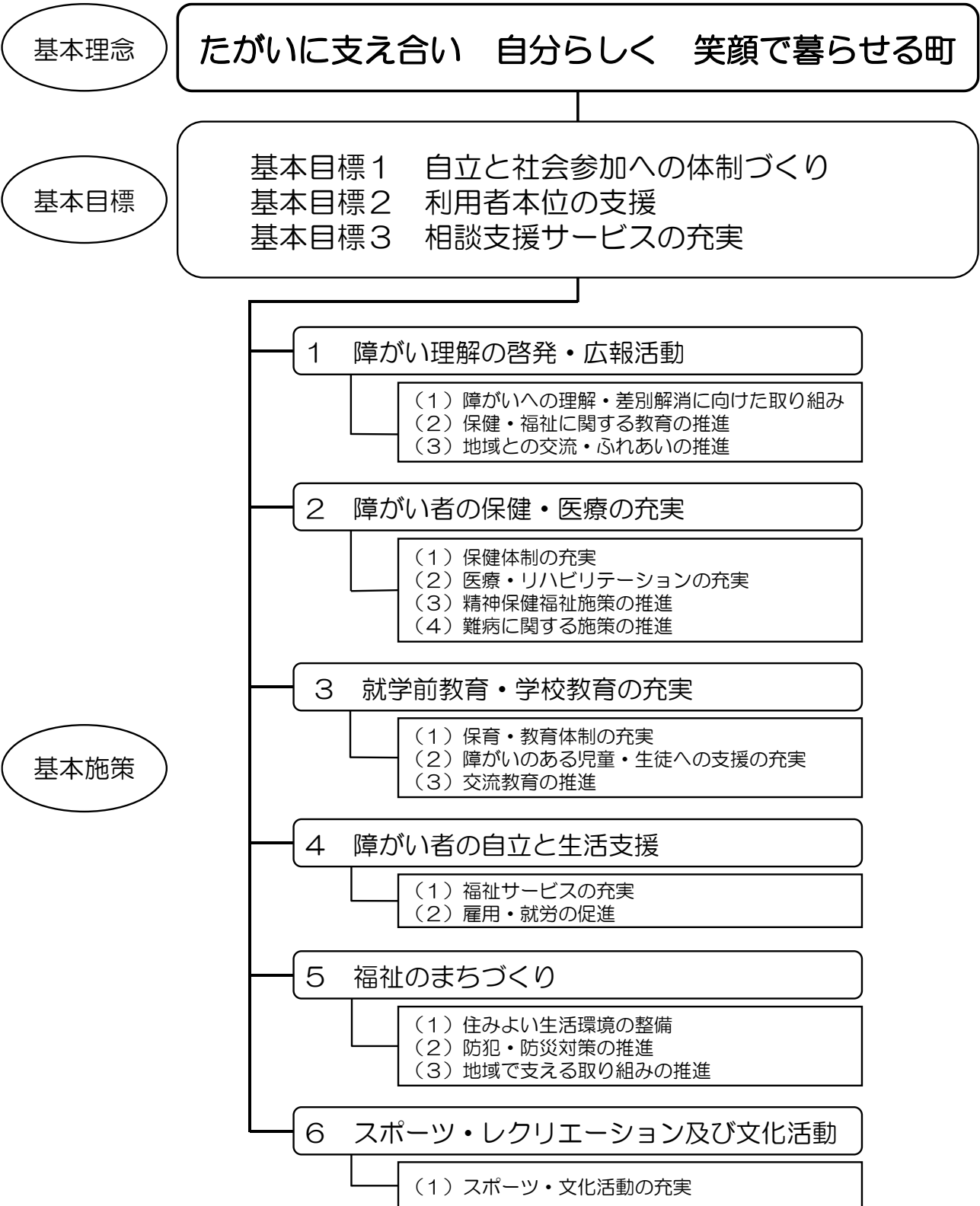
また、国の「障害者基本計画（第4次）」及び宮城県の「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」等との整合性にも留意しています。

図表 上位計画・関連計画との関係



「色麻町障がい者計画」では、以下のとおり施策が展開されており、「基本施策4 障がい者の自立と生活支援」などを踏まえながら、「色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を推進していきます。

図表 色麻町障がい者計画における施策体系図



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

障がい者計画は平成27年度から令和5年度までの9か年が計画期間です。

ただし、法改正等の国の動向その他社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

図表 計画期間

	～平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 計画	障がい者計画											
										次期障がい者計画		
障がい福祉 計画	第4期											
				第5期								
							第6期					
										第7期		
障がい児福祉 計画				第1期								
							第2期					
										第3期		

4 計画の対象

本計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法に基づく「身体障害、知的障害、精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」、また同法改正の際の附帯決議にある「難病等に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」、並びに発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人」とします。

また、障がいのある児童とは、児童福祉法に基づく「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」とします。

なお、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がい者を有する人を含みます。

5 計画の策定体制

本計画は以下の体制の下で策定します。

(1) 「色麻町自立支援協議会」の開催

障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うための会議を開催し、計画を審議します。

(2) 町民からの意見・要望等の収集

①障がい者（児）本人・家族へのアンケート調査の実施

障がいのある人の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

図表 アンケート調査の概要

実施期間	実施方法	対象者	配布数	回収状況
令和2年10月27日から 令和2年11月13日まで	郵送による 配布・回収	令和2年10月7日に町内に居住している方（町外住所地特例含む）で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者、障がい児通所支援支給決定者のいずれかに該当する方	380通	240通 63.2%

②パブリックコメントの実施

町民の意見を広く反映させるため、パブリックコメントを実施しました。
実施期間は令和3年2月17日から令和3年3月1日までとしました。

6 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障がい福祉サービスの提供体制を整備するため、宮城県では、「障害保健福祉圏域」を設定しています。色麻町は「障害保健福祉圏域大崎圏」に属し、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町で構成されています。第6期計画においても、「圏域ビジョン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を踏まえつつ、周辺市町との連携の下でサービスの充実に努めます。

7 国の基本指針の主な変更点について

市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針に即して計画を作成するよう定められています。令和2年に改正された基本指針のポイントは以下のとおりです。

図表 基本指針の見直しの主なポイント

基本指針の基本理念
<ol style="list-style-type: none">1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備4. 地域共生社会の実現に向けた取組5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援6. 障がい福祉人材の確保【新規】7. 障がい者の社会参加を支える取組【新規】
<p style="text-align: center;">基本理念に新規追加された項目について</p> <p>【6. 障がい福祉人材の確保について】</p> <p>障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である旨が記載された。</p> <p>【7. 障がい者の社会参加を支える取組】</p> <p>障がい者の地域における社会参加を促進するためにも、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ることや、読書を通じて文字・活字文化の^{ひいたく}恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進することが必要である旨が記載された。</p>

第2章 障がい者を取り巻く状況

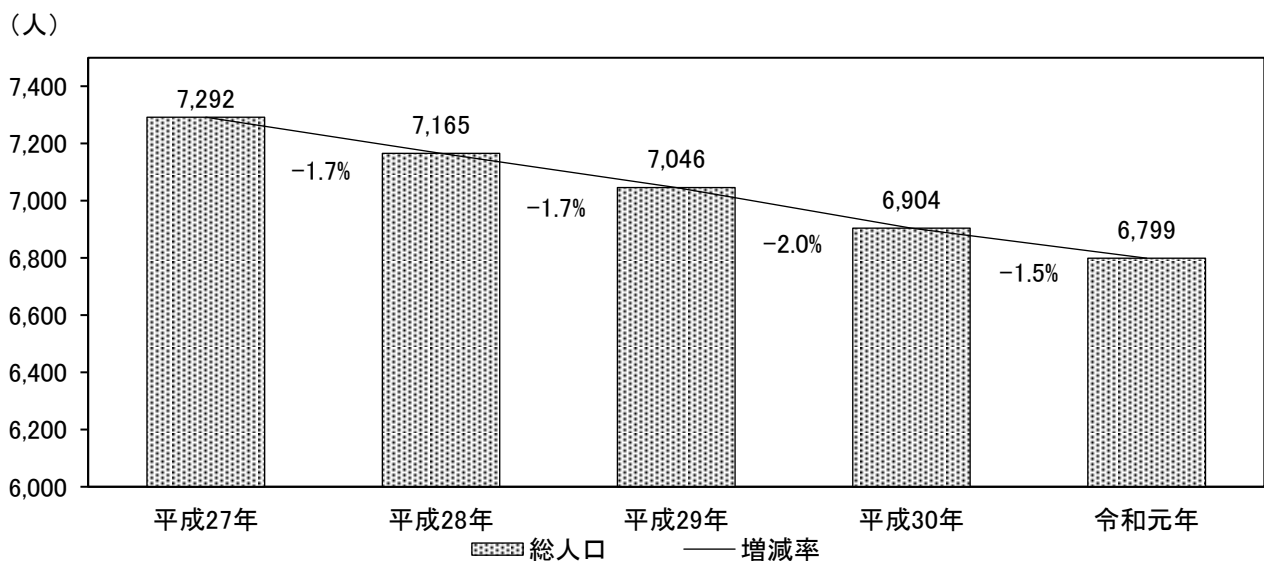
1 障がい者（児）の現状

(1) 総人口と障がい者数

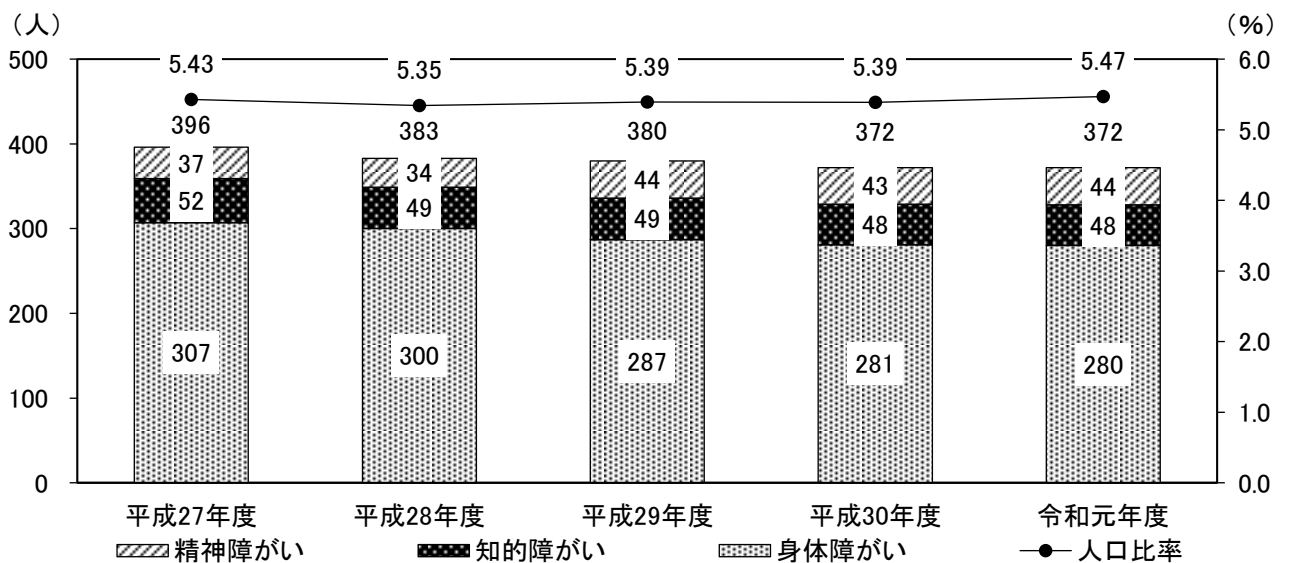
本町の総人口は減少しており、平成27年の7,292人から、令和元年では6,799人となっています。

また、障がい者手帳所持者数についても減少傾向にあり、平成27年度の396人から令和元年度は372人となっています。総人口比は5.4%前後で推移しています。

図表 総人口の推移



図表 障がい者手帳所持者数の推移と総人口比

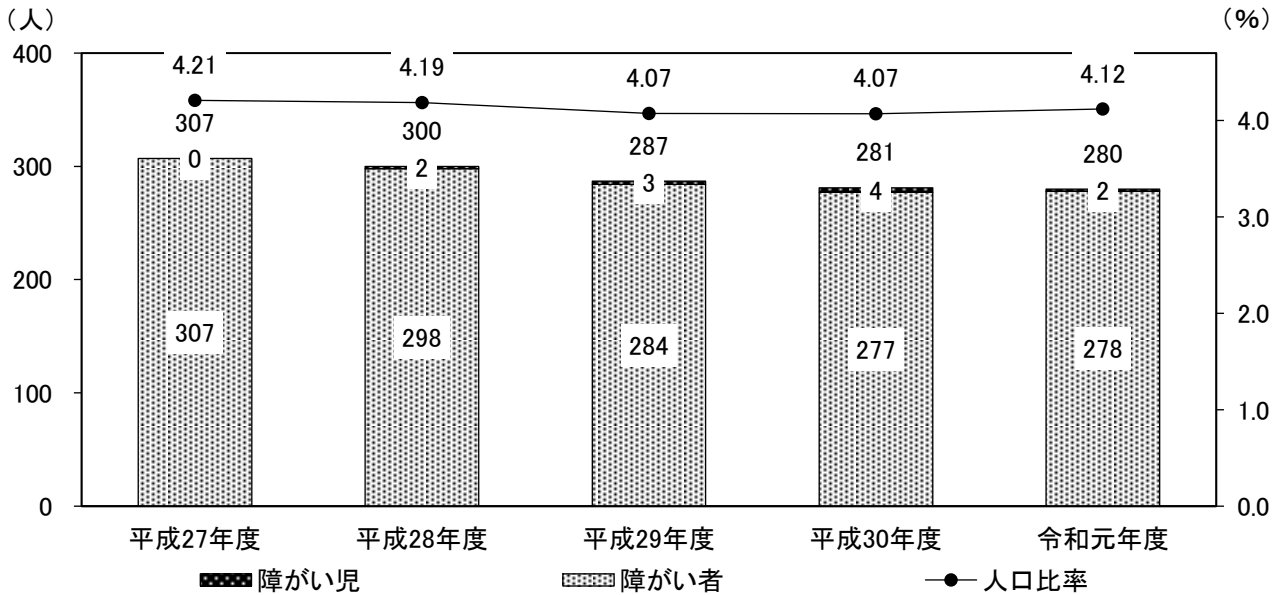


(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者手帳の保持者数は減少しており、平成 27 年度の 307 人から、令和元年度では 280 人となっています。

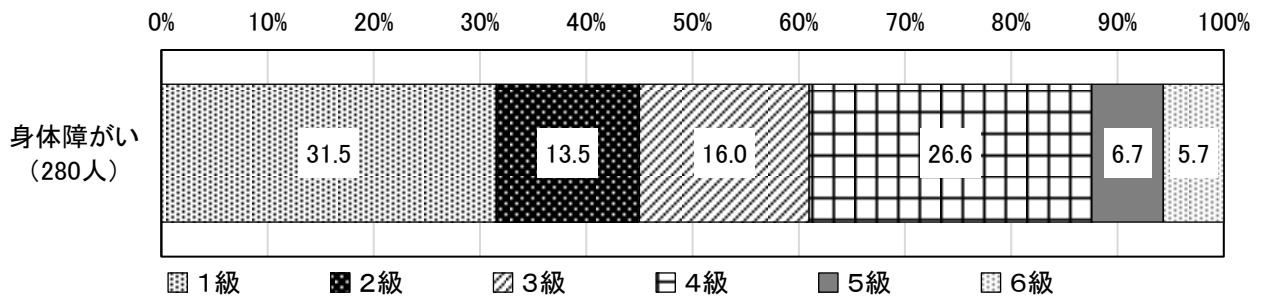
また、手帳保持者数の等級割合は、1 級が最も高く 31.5%、次いで 4 級 (26.6%) となっています。抱える障がいは肢体不自由が最も高く 54.9%、次いで内部 (34.4%) となっています。

図表 身体障がい者手帳保持者数の推移



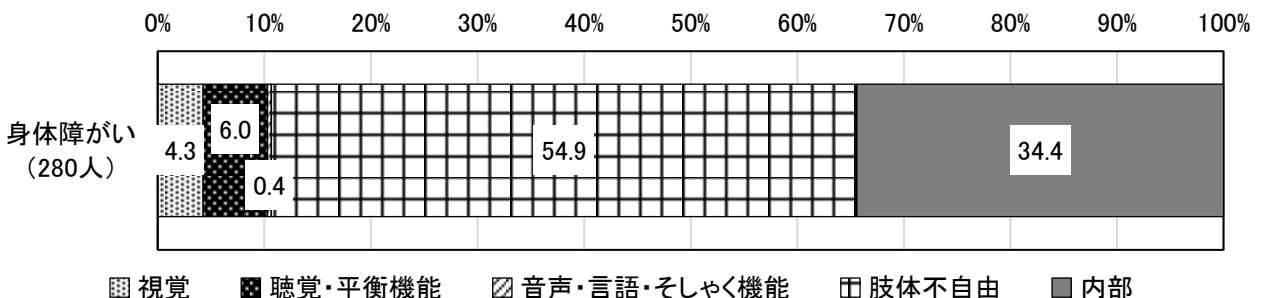
出典：保健福祉課資料 各年度 3 月末時点、人口比率は各年度 9 月末時点で算出

図表 身体障がい者手帳保持者の等級



出典：保健福祉課資料 令和元年度 3 月末時点

図表 身体障がい者手帳保持者の抱える障がい



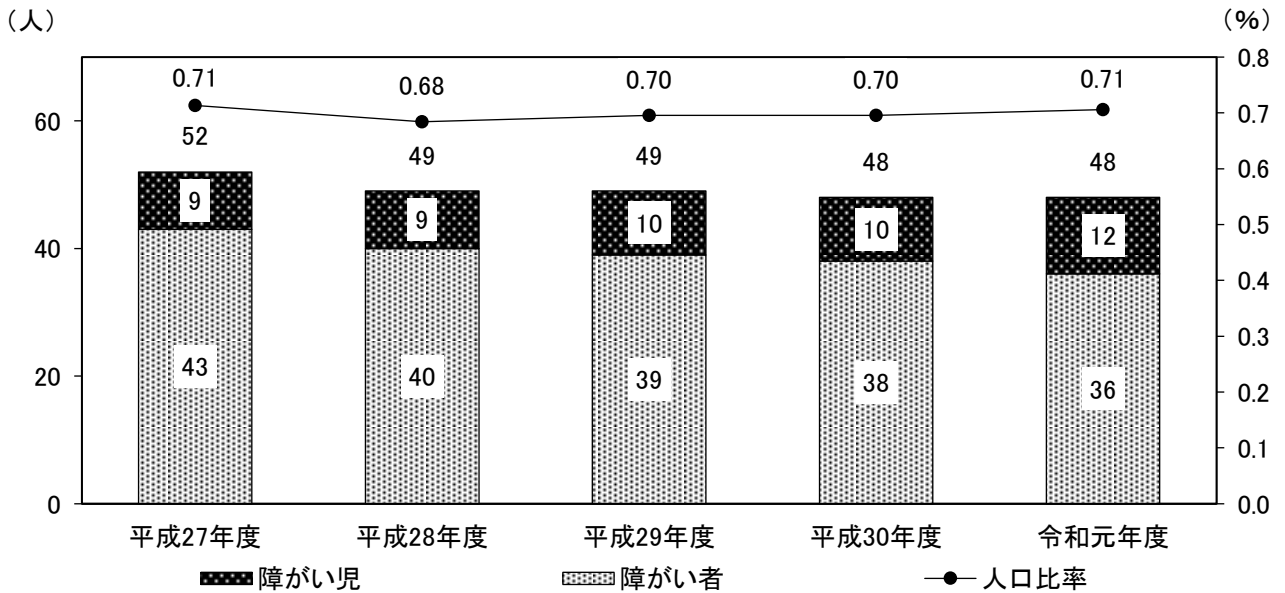
出典：保健福祉課資料 令和元年度 3 月末時点

(3) 知的障がい者の状況

本町の療育手帳保持者数は減少傾向にあり、平成27年度の52人から、令和元年度では48人となっています。

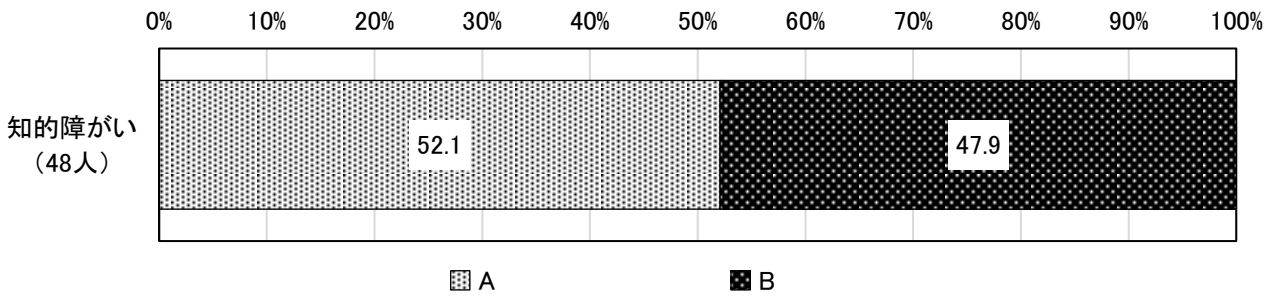
手帳保持者数の等級割合はAが52.1%、Bが47.9%となっています。

図表 療育手帳保持者数の推移



出典：保健福祉課資料 各年度3月末時点、人口比率は各年度9月末時点で算出

図表 療育手帳保持者の等級



出典：保健福祉課資料 令和元年度3月末時点

図表 宮城県の療育手帳の等級について

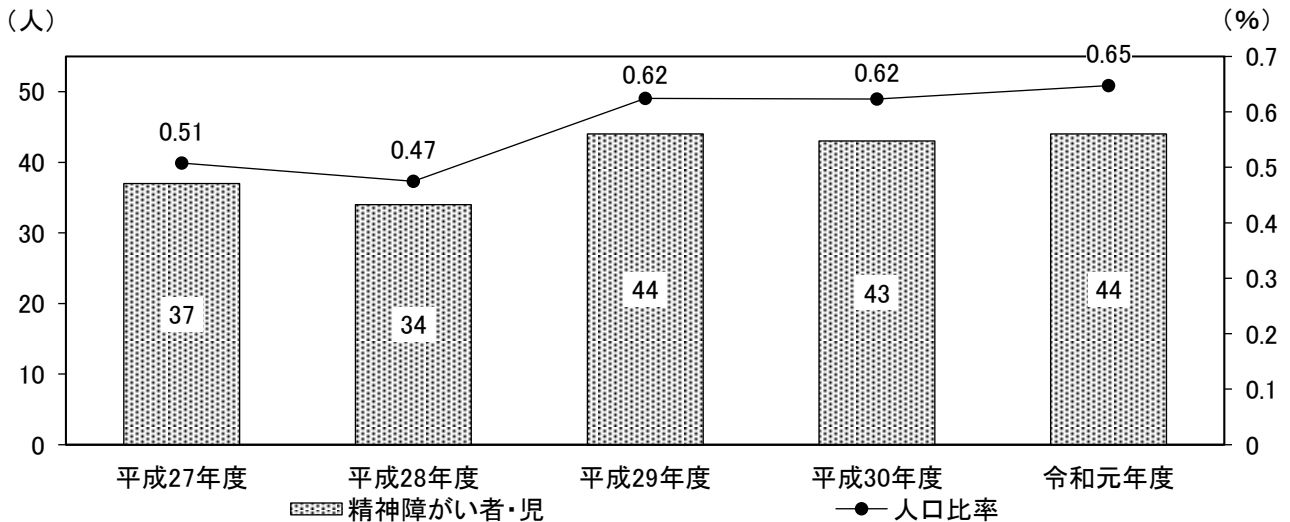
A = 重度 B = その他

(4) 精神障がい者の状況

本町の精神障がい者保健福祉手帳保持者数はおおむね増加傾向にあり、平成27年度の37人から、令和元年度では44人となっています。

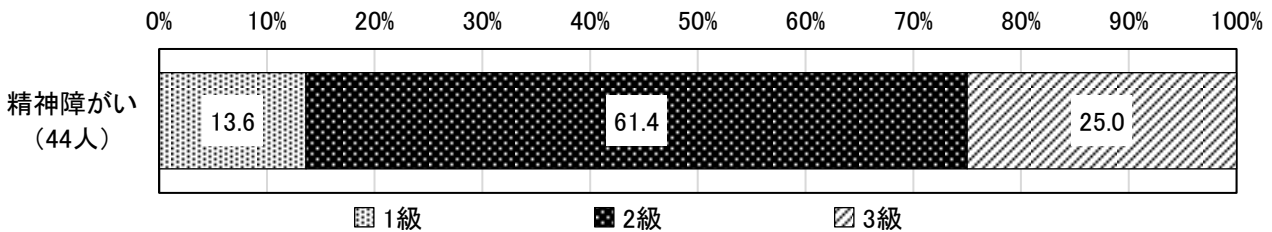
手帳保持者数の等級割合は2級が最も高く61.4%、次いで3級(25.0%)となっています。

図表 精神障がい者保健福祉手帳保持者数の推移



出典：保健福祉課資料 各年度3月末時点、人口比率は各年度9月末時点で算出

図表 精神障がい者保健福祉手帳保持者の等級



出典：保健福祉課資料 令和元年度3月末時点

図表 精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級について

【1級】

精神障がいであって、身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度のもの

【2級】

精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

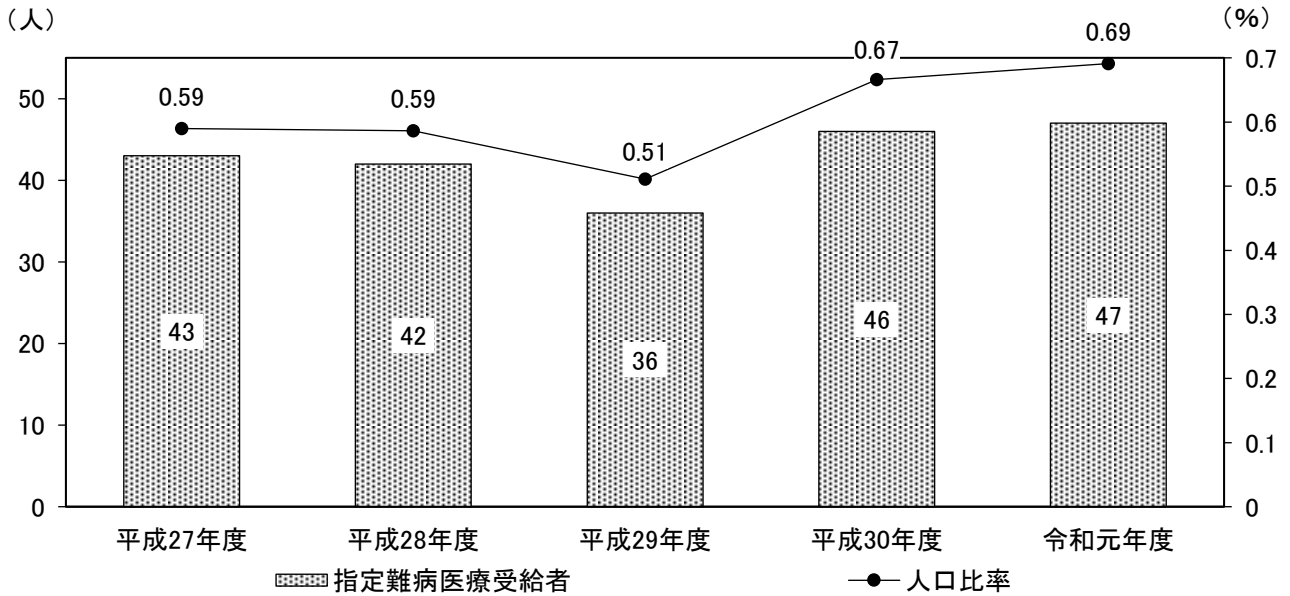
【3級】

精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(5) 難病医療受給者の状況

本町の指定難病医療受給者数は平成 29 年度（36 人）まで減少していたものの、その後増加に転じ、令和元年度には 47 人となっています。

図表 指定難病医療受給者数の推移



出典：大崎保健所 各年度 3 月末時点、人口比率は各年度 9 月末時点で算出

<障害者総合支援法の対象疾病（難病等）について>

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）は厚生労働省より公表されており、令和元年 7 月からは、

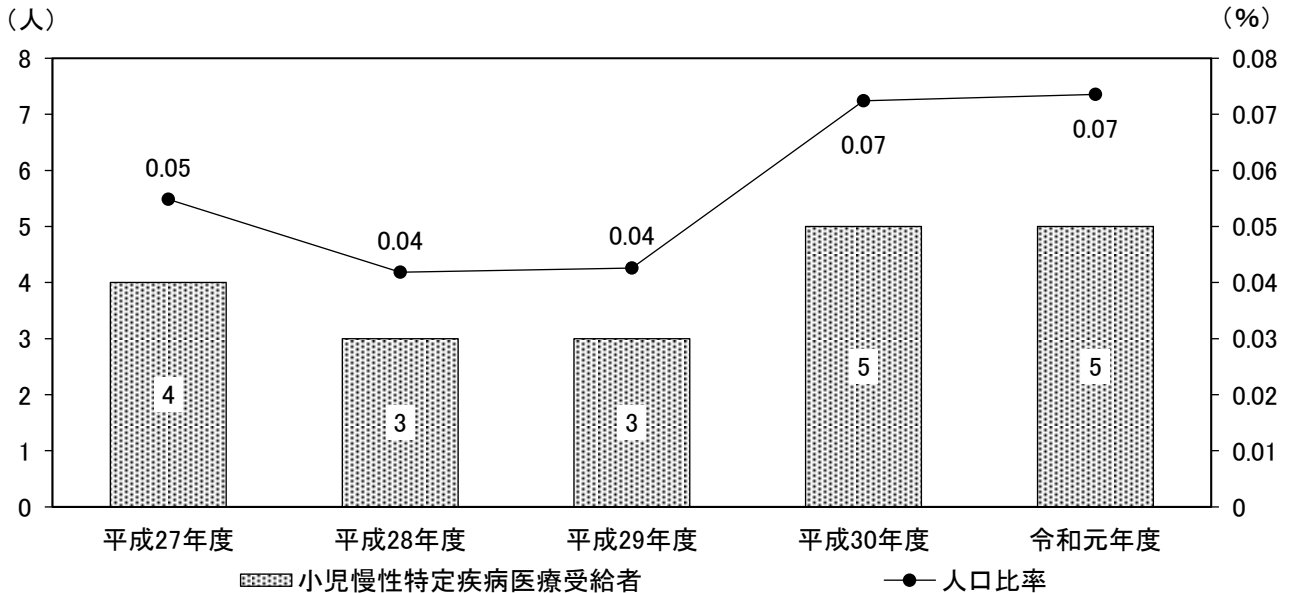
- ① 膠様滴状角膜ジストロフィー
- ② ハッチンソン・ギルフォード症候群
- ③ フォンタン術後症候群

の 3 種が新たに障害者総合支援法の対象となる対象疾病（難病等）として追加され、計 361 種となっています。

(6) 小児慢性特定疾病医療受給者の状況

本町の小児慢性特定疾病医療受給数は4人前後で推移しており、令和元年度では5人となっています。

図表 小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



出典：大崎保健所 各年度3月末時点、人口比率は各年度9月末時点で算出

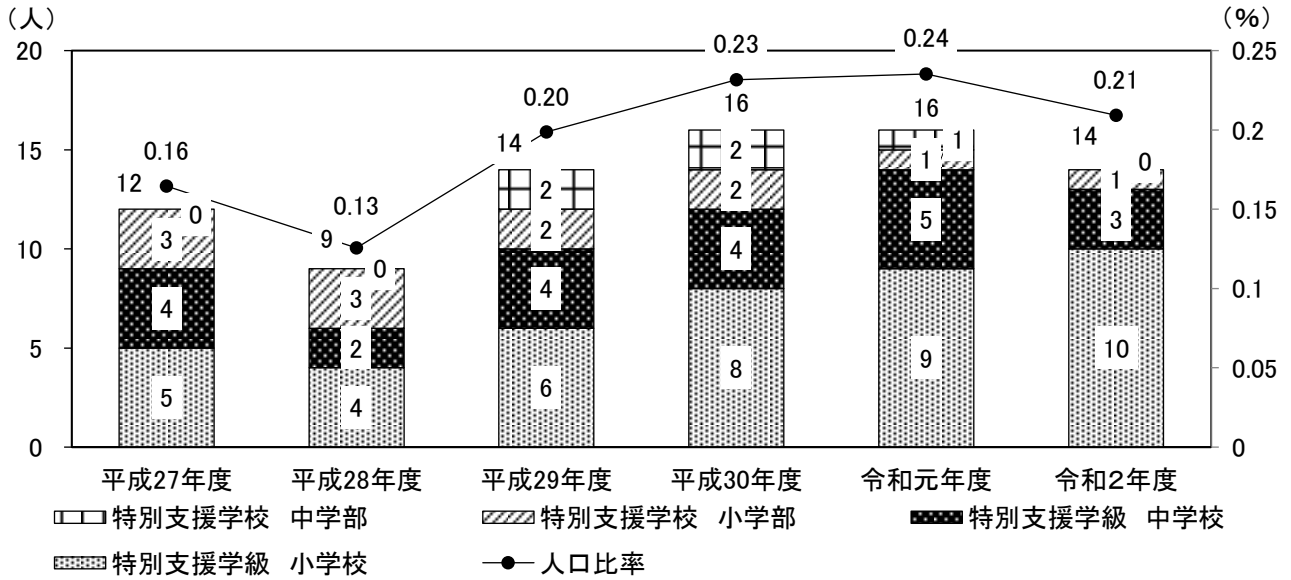
<小児慢性特定疾病医療について>

国が定めた子どもの慢性疾病であり、児童福祉法により公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立などを図ることを定めています。医療費助成については、「悪性新生物（ガン）」や「慢性腎疾患」など、16の対象疾患群が定められています。

(7) 障がいのある児童・生徒の通学状況

本町の障がい児在学者数は年度ごとに変動しており、令和2年度では14人となっています。

図表 障がい児在学者の推移



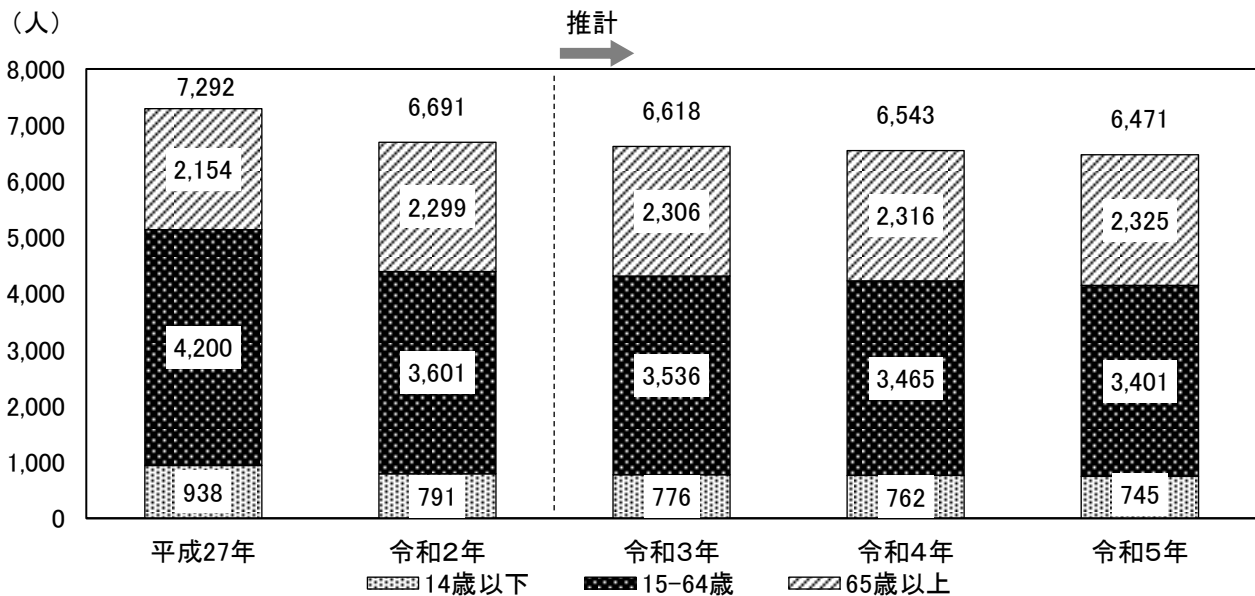
出典：保健福祉課資料 特別支援学校は各年度4月1日、特別支援学級は各年度5月1日、人口比率は各年度9月末時点

2 人口の将来推計

(1) 総人口の推計

本町の総人口は減少が続き、令和5年には6,471人になると見込まれます。

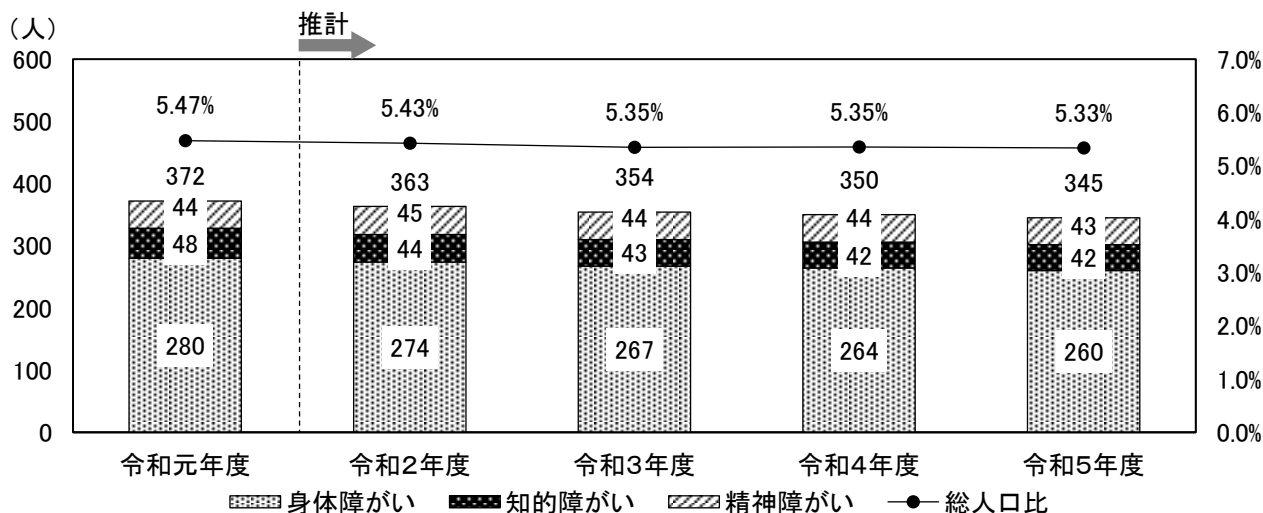
図表 総人口の推計



(2) 障がい者手帳所持者数の将来推計

障がい者手帳所持者数はおおむね減少傾向が続き、令和5年度には345人になると見込まれます。また、精神障がいは横ばい傾向、身体障がい及び知的障がいはいずれも減少傾向と想定されます。

図表 障がい者手帳所持者数の将来推計



3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価

(1) 成果目標の評価

「色麻町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定する際、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定しています。

これは、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和2年度を目標年度として障がい福祉計画等において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として掲げたものです。

「色麻町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」について、令和2年9月末時点では11項目の目標のうち3項目（27.3%）が「達成済み」になっています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標	計画値	実績値	達成状況	達成・未達成の内容
地域生活への移行者数	1人	0人	未達成見込み	重度で家族の事情により、利用がありませんでした。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	計画値	実績値	達成状況	達成・未達成の内容
保健・医療・福祉関係者による圏域での協議の場の設置	1か所	0か所	未達成見込み	個別ケースごとに随時で対応しているのが現状です。

③地域生活支援拠点等の整備

目標	計画値	実績値	達成状況	達成・未達成の内容
地域生活支援拠点等の整備	町単独で整備	0か所	未達成見込み	緊急時の受け入れ先の確保については、加美町と検討しています。

④福祉施設から一般就労への移行等

目標	計画値	実績値	達成状況	達成状況の概要
一般就労移行者数	2人	0人	未達成見込み	グループホームからチャレンジしている方はいます。
就労移行支援事業の利用者数	4人	2人	未達成見込み	体調により中断したケースがありました。
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	80.0%	0%	未達成見込み	利用者がいませんでした。

⑤児童発達支援等の提供体制の整備等

目標	計画値	実績値	達成状況	達成状況の概要
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	達成済み	圏域で既に設置済みです。 (大崎広域ほなみ園)
保育所等訪問支援の利用可能事業所	1か所	1か所	達成済み	圏域で既に設置済みです。 (大崎広域ほなみ園)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所	達成済み	圏域で既に設置済みです。 (大崎広域ほなみ園)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	未達成見込み	町内には事業所はありませんが、必要に応じて他市町の事業所に通所している状況です。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	0か所	未達成見込み	設置は達成しなかったが、自立支援協議会、大崎広域ほなみ園での会議にて対応しています。

(2) サービス見込み量の評価

「色麻町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定する際、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス見込み量を推計しています。この見込み量と実績のそれぞれについて、各年度数値を合計して平成30年度から令和2年度の対計画比を算出し、見込み量と実績に50ポイント以上の乖離^{かいり}が見られた項目について網掛けしています。

障がい福祉サービス

①訪問系サービス

全てのサービスで実績が見込みを下回っています。居宅介護、同行援護の実績を見ると、利用時間が増加しています。重度訪問介護の実績を見ると、人数、時間共に減少しています。

(1か月当たり)

項目		見込み(訪問系サービスについては、各サービスの合計のみ)		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障がい者等包括支援	実利用者数	13	14	15
	時間	299	322	345

項目		実績			対計画比
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	H30から R2の合計
合計	実利用者数	13	11	11	83.3%
	時間	282	280	286	87.8%
居宅介護	実利用者数	8	8	8	
	時間	166	184	200	
重度訪問介護	実利用者数	2	1	1	
	時間	103	82	68	
行動援護	実利用者数	2	1	1	
	時間	9	6	9	
同行援護	実利用者数	1	1	1	
	時間	4	8	9	
重度障がい者等包括支援	実利用者数	0	0	0	
	時間	0	0	0	

②日中活動系サービス

生活介護の人数、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（B型）の人数、療養介護は実績がおおむね見込みどおりでした。それ以外の項目については、実績が見込みを下回っていました。

（1か月当たり）

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	H30から R2の合計
生活介護	実利用者数	14	14	14	13	14	14	97.6%
	延利用日数	308	308	308	262	294	270	89.4%
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数	0	0	0	0	0	0	—
	延利用日数	0	0	0	0	0	0	—
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数	1	1	1	1	0	0	33.3%
	延利用日数	22	22	22	22	0	0	33.3%
就労移行支援	実利用者数	3	3	4	1	3	3	70.0%
	延利用日数	66	66	88	23	34	41	44.5%
就労継続支援 （A型）	実利用者数	1	1	1	0	0	0	0.0%
	延利用日数	22	22	22	0	0	0	0.0%
就労継続支援 （B型）	実利用者数	20	21	22	22	21	21	101.6%
	延利用日数	440	462	484	381	393	394	84.3%
療養介護	実利用者数	1	1	1	1	1	1	100.0%
	延利用日数	—	—	—	31	31	30	—
短期入所 （福祉型）	実利用者数	4	5	5	3	2	3	57.1%
	延利用日数	28	35	35	27	25	25	78.6%
短期入所 （医療型）	実利用者数	2	2	2	1	1	1	50.0%
	延利用日数	10	10	10	5	5	6	53.3%

③居住系サービス

全ての項目において、実績が見込みを上回りました。

(1か月当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
共同生活援助	実利用者数	2	2	2	7	7	8	366.7%
	利用日数	—	—	—	199	206	238	—
施設入所支援	実利用者数	7	7	6	7	8	8	115.0%
	利用日数	—	—	—	211	248	224	—

④指定相談支援

計画相談支援において、実績が見込みを下回るものの、増加が見られました。

(1か月当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
計画相談支援	実利用者数	11	12	13	7	9	11	75.0%
地域移行支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0	—
地域定着支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0	—

地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

見込みどおり、各年度で実施しています。

(年間当たり)

項目		見込み			実績		
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末
理解促進研修・啓 発事業	実施 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

平成30年度、令和元年度では実施がありました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績はありませんでした。

(年間当たり)

項目		見込み			実績		
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末
自発的活動支援 事業	実施 有無	実施	実施	実施	実施	実施	未実施

③相談支援事業

障がい者相談支援事業はおおむね見込みどおりの実績でした。基幹型相談支援センターは実績がありませんでした。機能強化事業、住宅入居等支援事業においては、計画期間内での実績はありませんでした。

(年間当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
障がい者相談支 援事業(町内)	実施 か所数	2	2	2	1	2	2	83.3%
基幹型相談支援 センター	実施 か所数	0	0	1	0	0	0	0.0%
機能強化事業	実施 有無	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	
住宅入居等支援 事業	実施 有無	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	

④成年後見制度

全ての項目において、計画期間内での実績はありませんでした。

(年間当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	0	0	0	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	

⑤意思疎通支援事業

見込みどおりの利用実績でした。

(年間当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
意思疎通支援事業	実利用者数	2	2	2	2	2	2	100.0%

⑥日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具、在宅療養等支援用具、住宅改修では、令和元年度に実績がありました。排泄管理支援用具では、実績が見込みを下回っており、実績の減少が見られました。その他の項目においては、実績はありませんでした。

(年間当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
日常生活用具給付等事業	合計 件数	185	195	205	170	149	135	77.6%
介護訓練支援用具	利用 件数	1	1	1	0	2	0	66.7%
自立生活支援用具	利用 件数	2	2	2	0	0	0	0.0%
在宅療養等支援用具	利用 件数	1	1	1	0	2	0	66.7%
情報・意思疎通支援用具	利用 件数	1	1	1	0	0	0	0.0%
排泄管理支援用具	利用 件数	180	190	200	170	144	135	78.8%
住宅改修	利用 件数	1	1	1	0	1	0	33.3%

⑦移動支援事業

実績はありませんでした。

(1か月当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
移動支援事業	時間 /月	4	4	4	0	0	0	0.0%
	人/月	1	1	1	0	0	0	0.0%

⑧手話奉仕員養成研修事業

各年度において、実績が見込みを下回りました。

(年間当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
手話奉仕員養成 研修事業	実利用 者数	3	3	3	1	1	1	33.3%

⑨地域活動支援センター

見込みどおりの実績でした。

(年間当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
地域活動支援セ ンター	実施 か所数	1	1	1	1	1	1	100.0%

⑩その他の地域生活支援事業

訪問入浴サービス事業は、見込みどおりの実績でした。日中一時支援事業、自動車改造費助成事業は、平成 30 年度に利用があったものの、令和元年度、令和 2 年度では実績がありませんでした。自動車運転免許取得事業は、令和元年度のみ実績がありました。

(1 か月当たり)

項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	H30 から R2 の合計
訪問入浴サービ ス事業	実利用 者数	1	1	1	1	1	1	100.0%
日中一時支援事 業	実利用 者数	1	1	1	2	0	0	66.7%
自動車運転免許 取得事業	実利用 者数	1	1	1	0	1	0	33.3%
自動車改造費助 成事業	実利用 者数	1	1	1	2	0	0	66.7%

児童福祉法に基づくサービス

①障がい児通所支援

児童発達支援では実績が見込みを下回っているものの、令和2年度に1名の実績がありました。放課後等デイサービスの実利用者数は見込みどおりの実績でしたが利用日数については、実績が見込みを下回りました。障がい児相談支援は、平成30年度から令和2年度にかけて利用の増加がありました。

(1か月当たり)

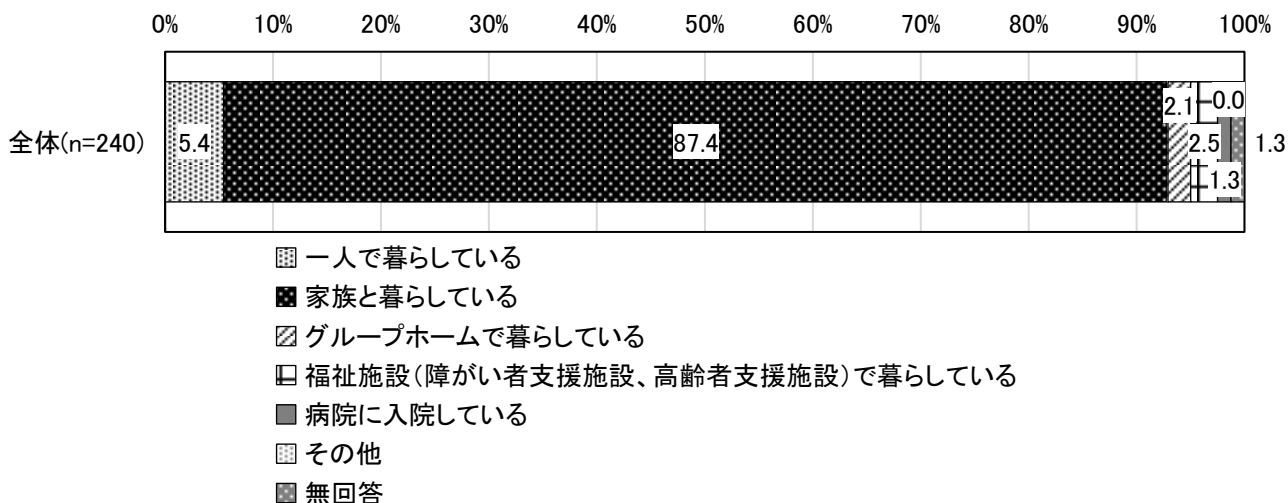
項目		見込み			実績			対計画比
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	H30から R2の合計
児童発達支援	実利用者数	1	2	2	0	0	1	20.0%
	延利用日数	22	44	44	0	0	8	7.3%
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0	—
	延利用日数	0	0	0	0	0	0	—
放課後等デイサービス	実利用者数	5	5	5	5	5	5	100.0%
	延利用日数	110	110	110	93	64	74	70.0%
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0	—
	延利用日数	0	0	0	0	0	0	—
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0	—
障がい児相談支援	実利用者数	2	3	4	2	3	5	111.1%

4 アンケート調査の結果

(1) 障がい者アンケートの概要

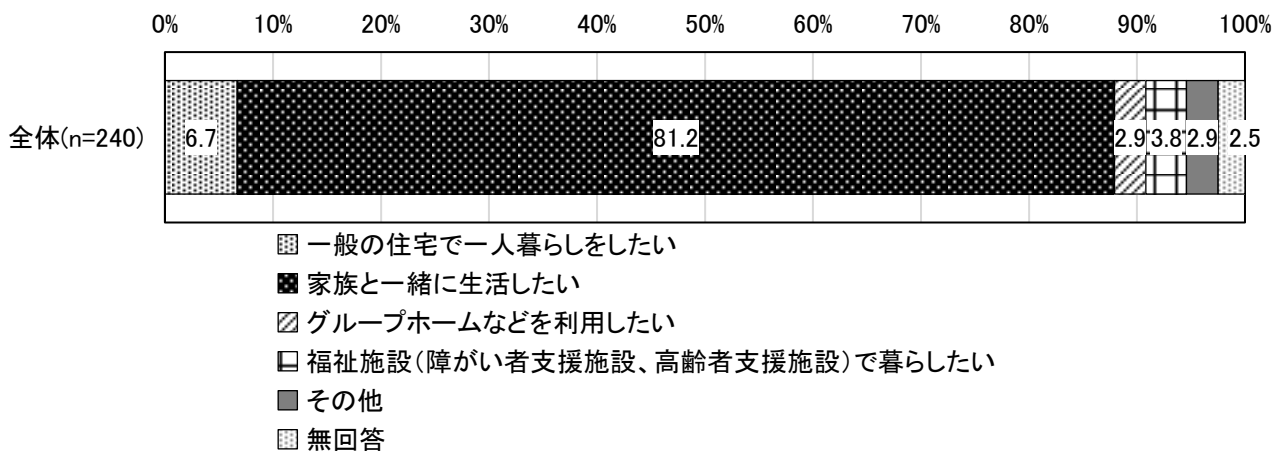
①現在どのように暮らしているか

全体では、「家族と暮らしている」が87.4%、次いで「一人で暮らしている」(5.4%)、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」(2.5%)となっています。



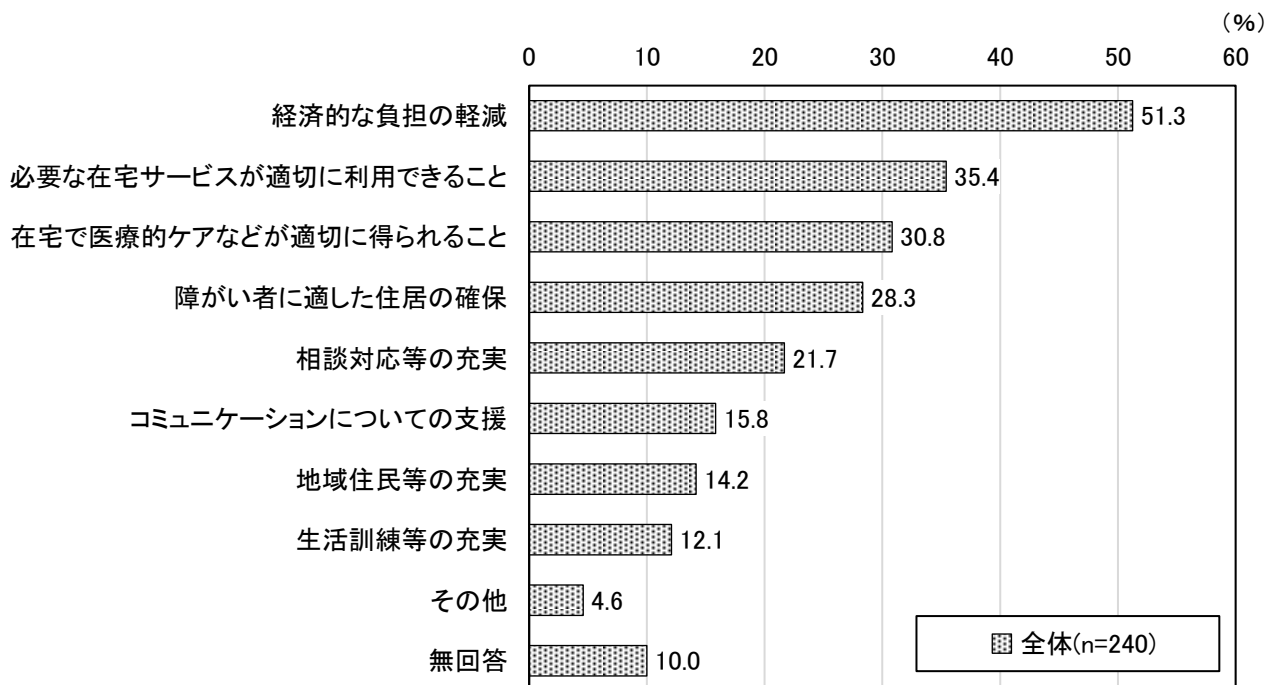
②今後3年以内にどのような暮らしをしたいか

全体では、「家族と一緒に生活したい」が81.2%、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(6.7%)、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」(3.8%)となっています。



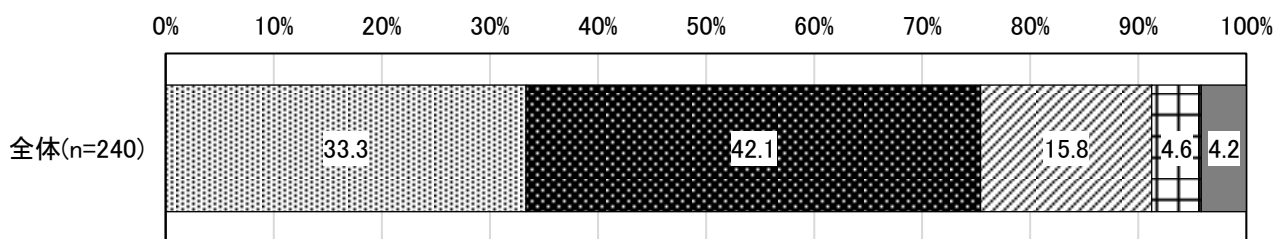
③希望する暮らしを送るために必要な支援

全体では、「経済的な負担の軽減」が51.3%、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(35.4%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(30.8%)となっています。



④1週間にどの程度外出するか

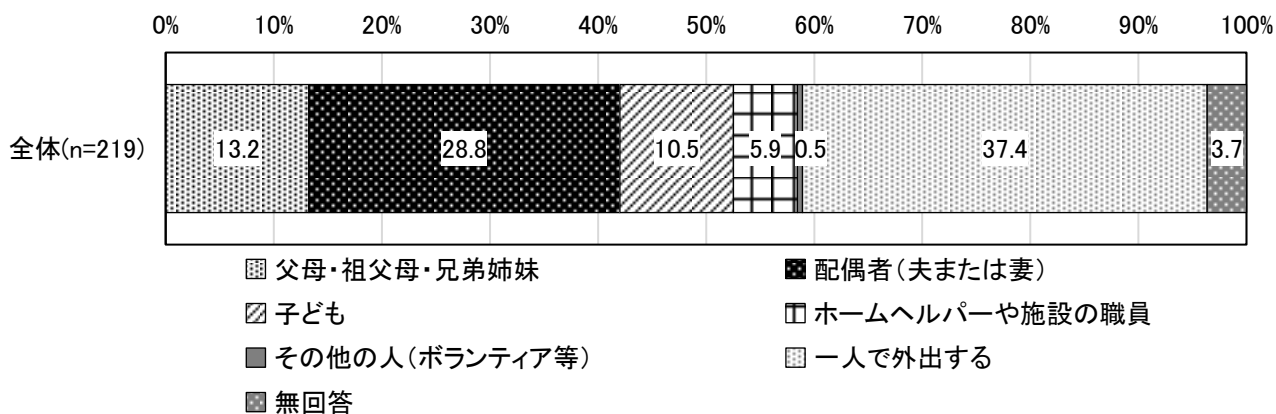
全体では、「1週間に数回外出する」が42.1%、次いで「毎日外出する」(33.3%)、「めったに外出しない」(15.8%)となっています。



■ 毎日外出する ■ 1週間に数回外出する ▨ めったに外出しない ▩ 全く外出しない ■ 無回答

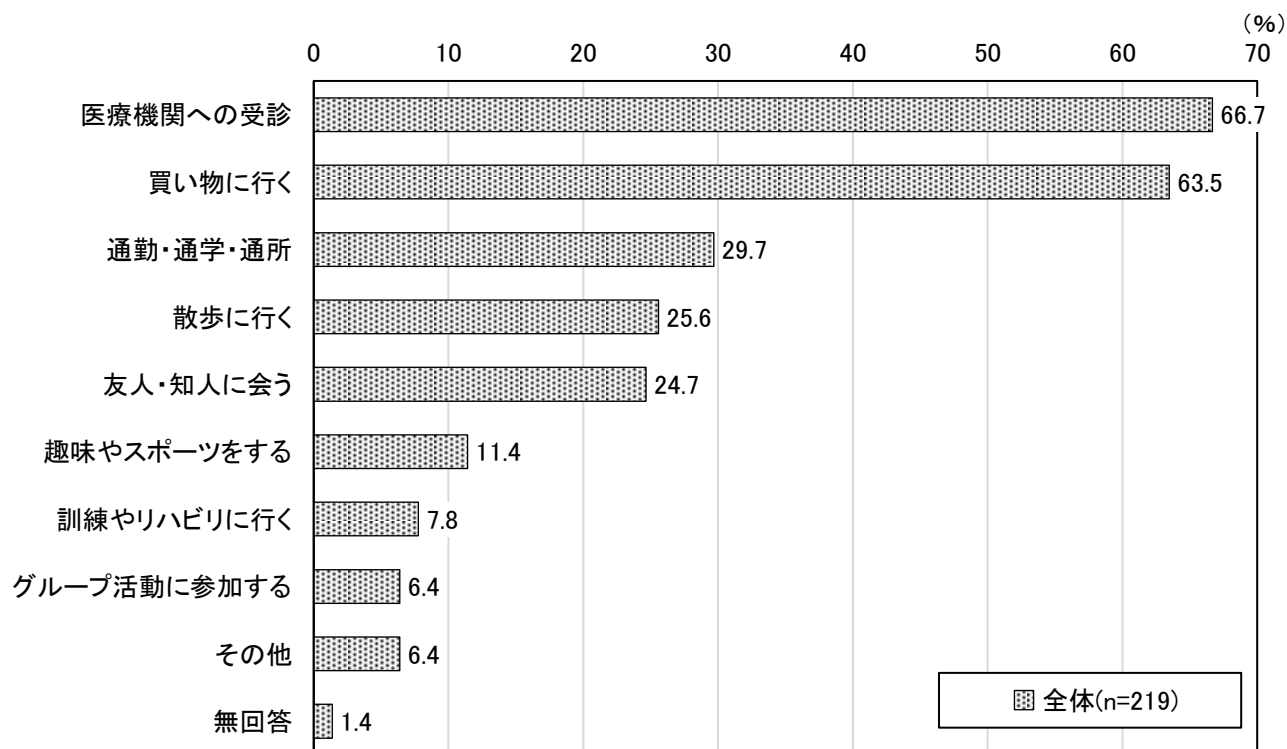
⑤外出する際の主な同伴者

全体では、「一人で外出する」が37.4%、次いで「配偶者（夫または妻）」（28.8%）、「父母・祖父母・兄弟姉妹」（13.2%）となっています。



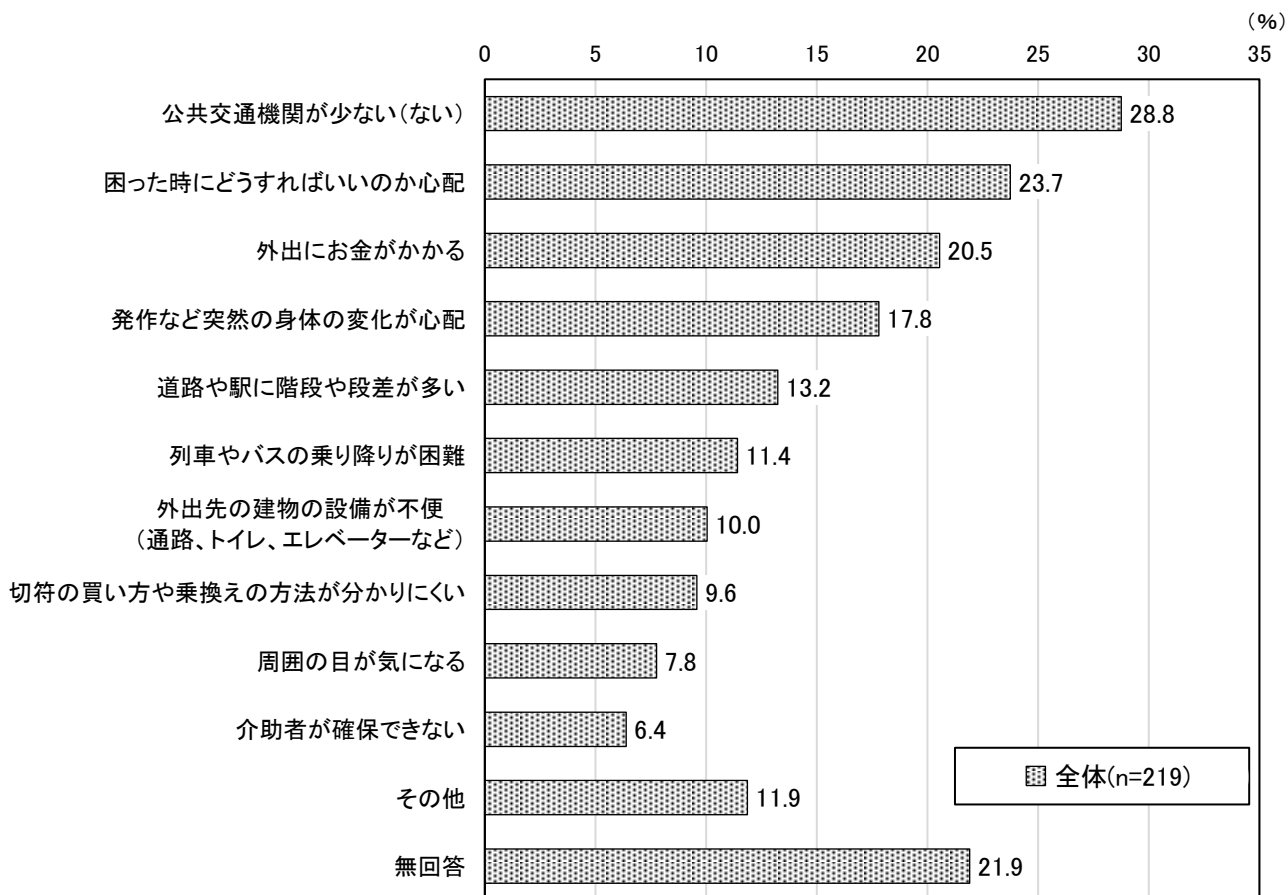
⑥外出目的

全体では、「医療機関への受診」が66.7%、次いで「買い物に行く」（63.5%）、「通勤・通学・通所」（29.7%）となっています。



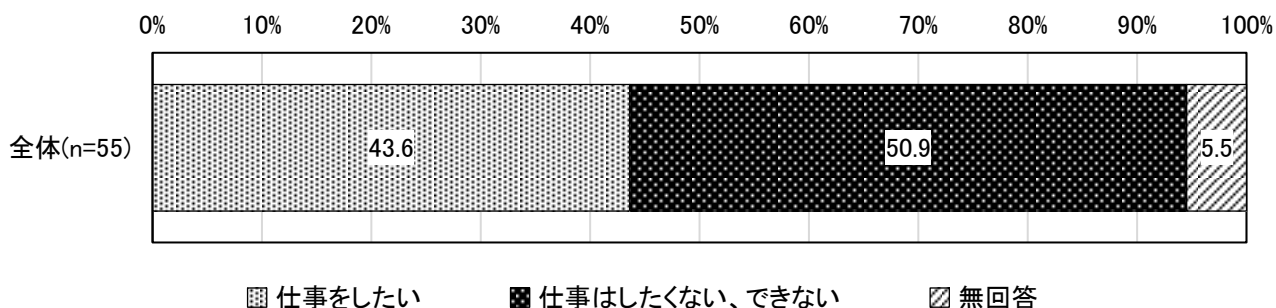
⑦外出時に困ること

全体では、「公共交通機関が少ない(ない)」が 28.8%、次いで「困った時にどうすればいいの心配」(23.7%)、「外出にお金がかかる」(20.5%) となっています。



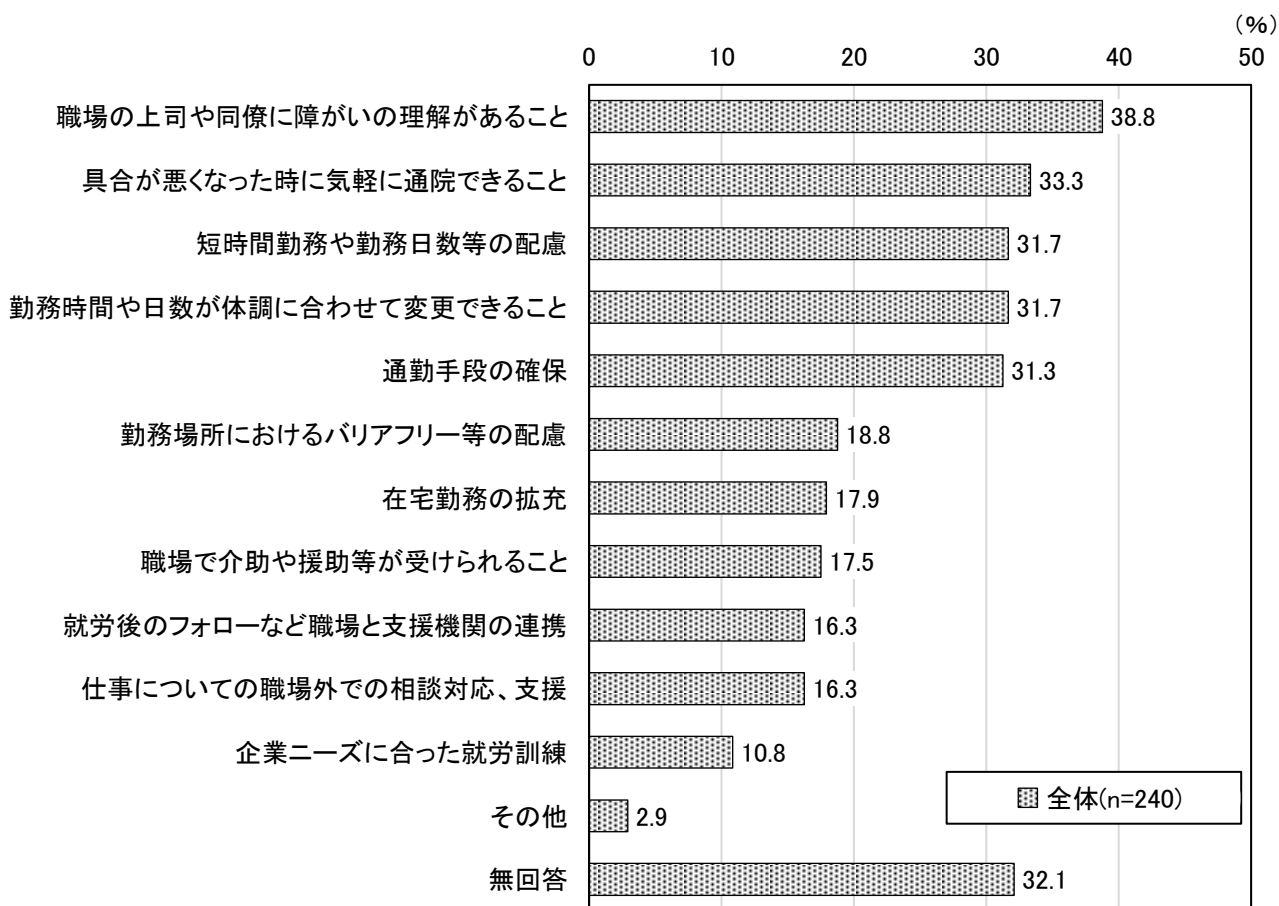
⑧今後、収入を得る仕事をしたいか

全体では、「仕事はしたくない、できない」が 50.9%、次いで「仕事をしたい」(43.6%) となっています。



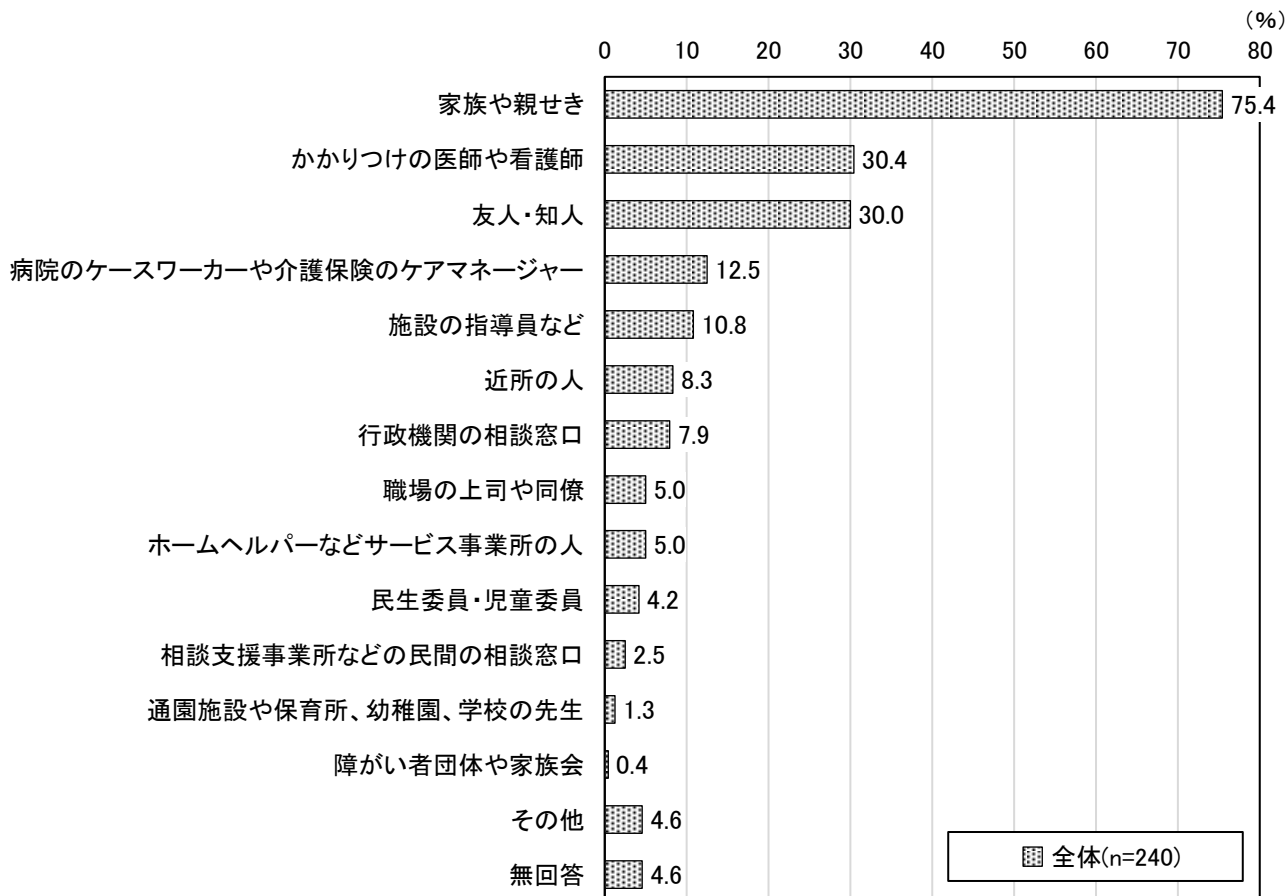
⑨障がい者の就労支援として必要なこと

全体では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が38.8%、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(33.3%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(31.7%)、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(31.7%)となっています。



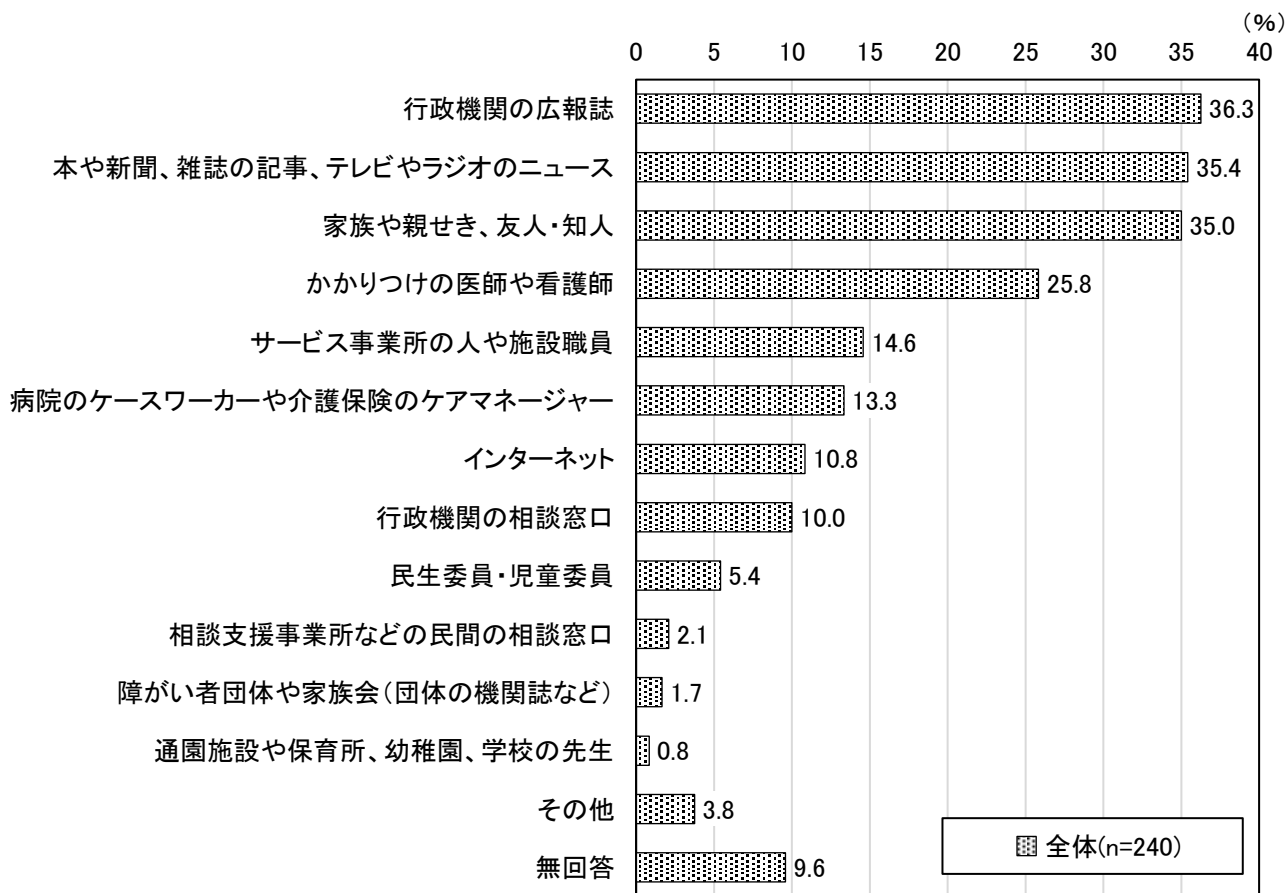
⑩悩みや困ったことを相談する相手

全体では、「家族や親せき」が75.4%、次いで「かかりつけの医師や看護師」(30.4%)、「友人・知人」(30.0%)となっています。



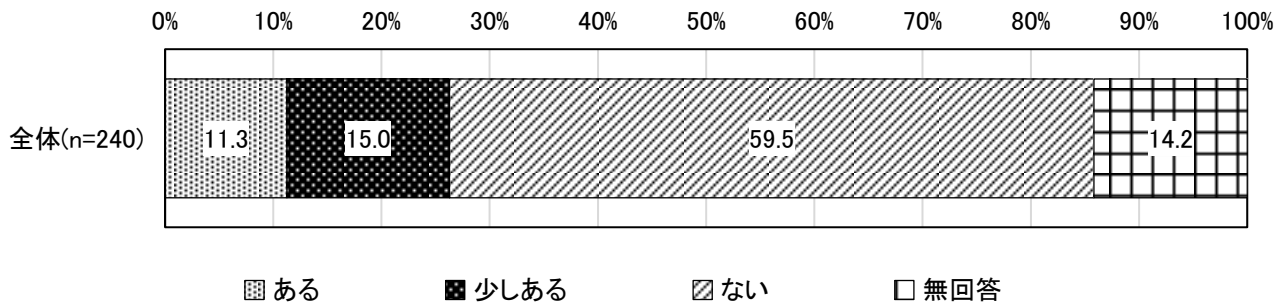
⑪障がいのことや福祉サービスなどの情報入手先

全体では、「行政機関の広報誌」が36.3%、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(35.4%)、「家族や親せき、友人・知人」(35.0%)となっています。



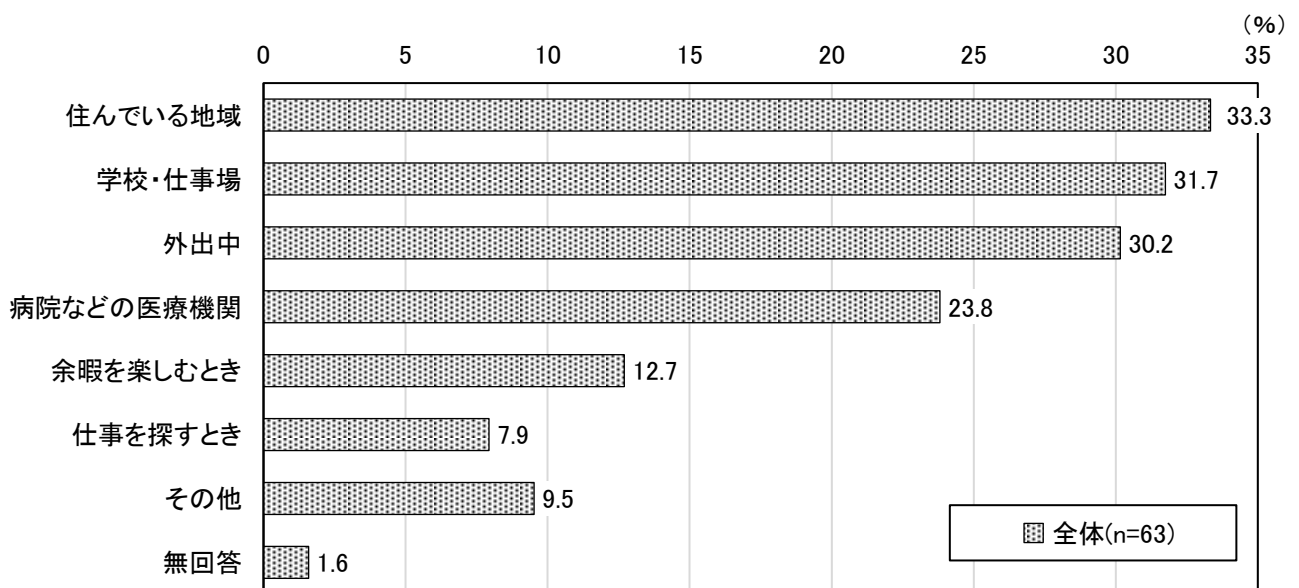
⑫差別の経験

全体では、「ない」が59.5%、次いで「少しある」(15.0%)、「ある」(11.3%)となっています。



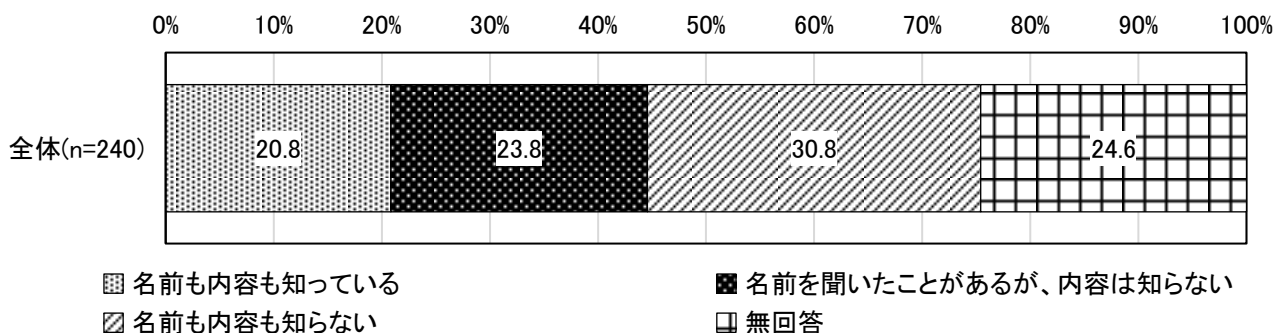
⑬差別や嫌な思いをした場所

全体では、「住んでいる地域」が33.3%、次いで「学校・仕事場」(31.7%)、「外出中」(30.2%)となっています。



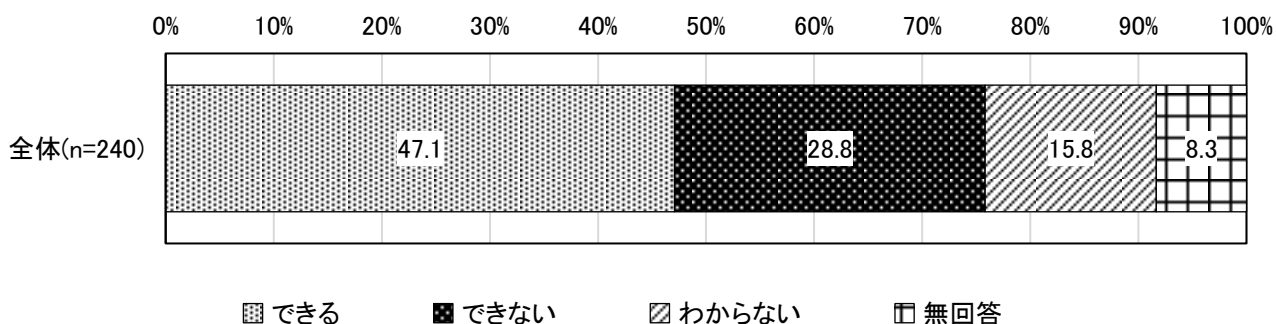
⑭成年後見制度の認知状況

全体では、「名前も内容も知らない」が30.8%、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(23.8%)、「名前も内容も知っている」(20.8%)となっています。



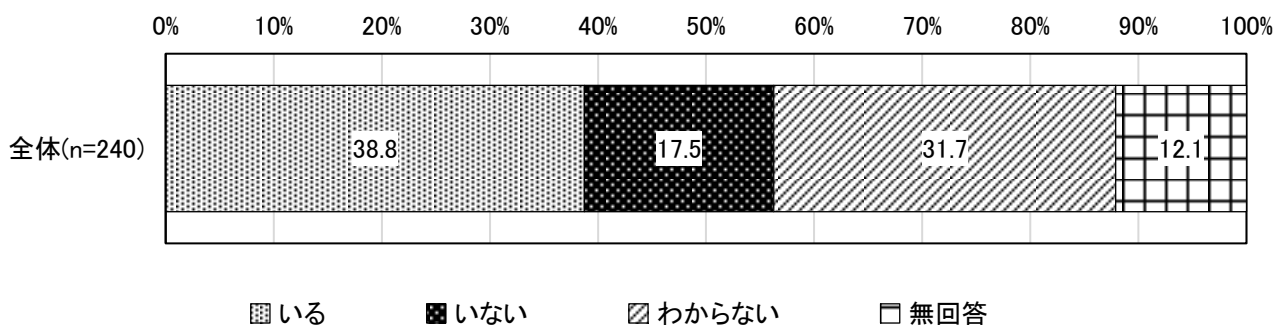
⑮災害時に一人で避難できるか

全体では、「できる」が47.1%、次いで「できない」(28.8%)、「わからない」(15.8%)となっています。



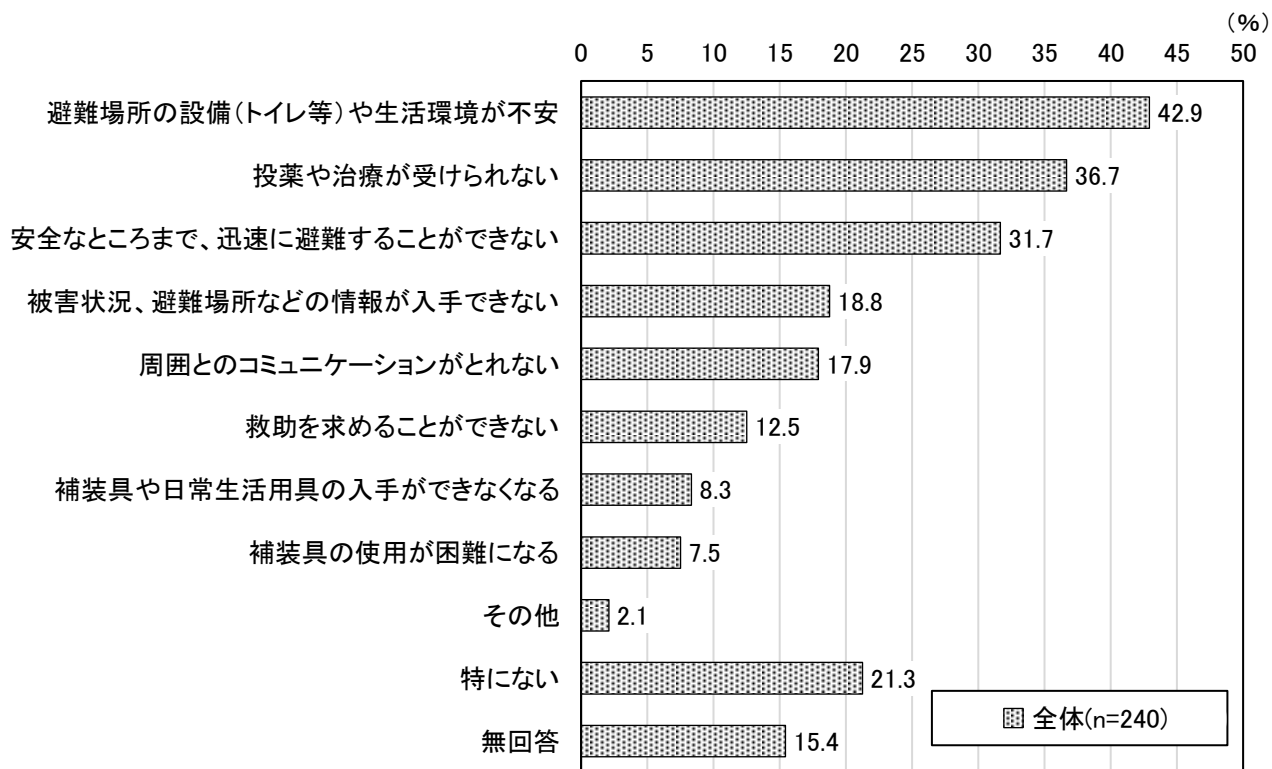
⑯近所に助けてくれる人はいるか

全体では、「いる」が38.8%、次いで「わからない」(31.7%)、「いない」(17.5%)となっています。



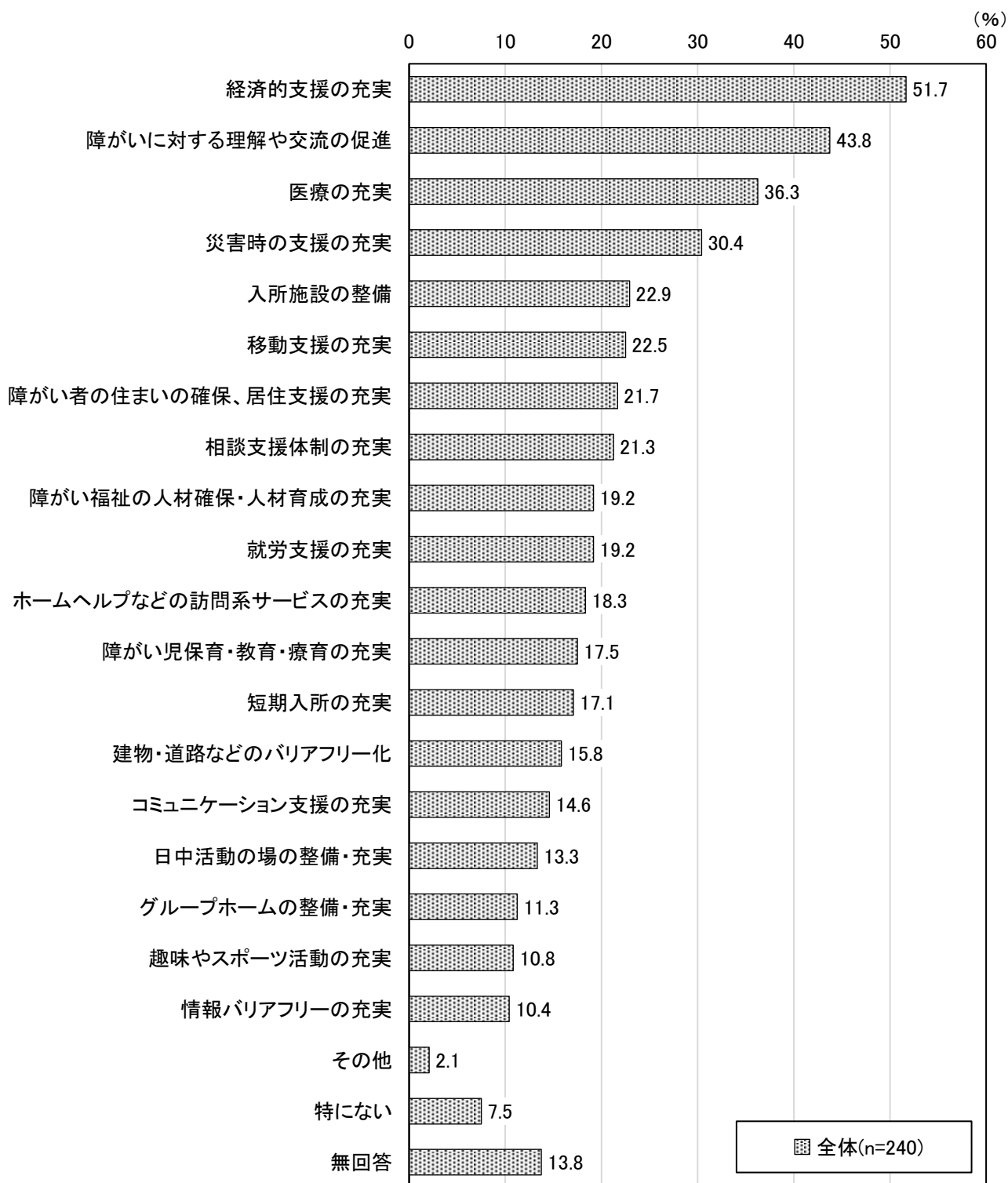
⑰災害時に困ること

全体では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が42.9%、次いで「投薬や治療が受けられない」（36.7%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（31.7%）となっています。



⑱障がい者・障がい児が地域で安心して暮らすために重要だと思う施策

全体では、「経済的支援の充実」が 51.7%、次いで「障がいに対する理解や交流の促進」(43.8%)、「医療の充実」(36.3%)となっています。



5 障がい福祉の推進に向けた課題

ここまでに記載した町の現状を踏まえると、本町の課題として以下のことが考えられます。

(1) 地域での生活の継続について

アンケート調査結果では、現在「家族と暮らしている」が 87.4%と最も高く、今後も「家族と一緒に生活したい」が 81.2%と最も高くなっています。多くの方が引き続いて住み慣れた地域や自宅での生活を望んでいる一方で、今後「一般の住宅で一人暮らしをしたい」「グループホームなどを利用したい」「福祉施設で暮らしたい」という回答は現状より高くなっています。障がいのある方が一人暮らしやグループホームなどによって地域で生活するための支援や、必要に応じて施設で生活ができるようなサービス提供体制の整備を進めていく必要があります。

また、希望する暮らしを送るために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」(51.3%)が最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」がともに 30%以上となっています。

このように、地域での生活を継続していくためには、経済的支援だけでなく、必要に応じて医療的ケアが受けられたり、在宅サービスを利用できたりと、住民のニーズに応じた各種福祉サービスの提供体制を整備していくことが重要です。

(2) 障がい者の就労支援について

障がいのある人が生きがいを持ち、自立した生活を送るためにも就労活動は大変重要です。アンケート調査結果では、現在仕事をしておらず、今後収入を得る仕事を「したい」方が 43.6%となっています。また、就労支援に必要なこととしては「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(38.8%)が最も高く、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」となっています。

これらのことから、障がいのある人は、就労をする上で、体調面等に不安を抱えている方が多いと考えられます。職場の方々に、障がい等に関して理解をしてもらい、体調等で不安があっても、働くことができるような支援体制の整備が必要となります。

(3) 相談支援・情報提供について

障がいの事や福祉サービスなどの情報入手先として、「行政機関の広報誌」(36.3%)が最も高くなっています。また、相談相手としては「家族や親せき」(75.4%)が最も高く、一方で「相談支援事業所などの民間の相談窓口」(2.5%)や「行政機関の相談窓口」(7.9%)など事業者や行政への相談が少なくなっています。引き続き、広報誌などでの福祉サービス等に関する情報発信を実施し、障がいのある人がより一層、行政や事業者などに相談しやすいよう、相談支援に関する取組等について周知していくことが重要です。

(4) 移動支援について

アンケート調査の結果では、75.4%の方が1週間に数回以上外出すると回答し、その際は一人又は家族が同伴しての外出がほとんどでした。また、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」(28.8%)が1位であり、就労支援に必要な「通勤手段の確保」についても31.3%と比較的多くなっています。さらに、外出の目的として「医療機関への受診」(66.7%)などが多く、「趣味やスポーツをする」(11.4%)など“余暇活動”が比較的少なくなっています。

これらのことから、社会参加の機会の創出や生きがいを持った生活を送るためにも、移動手段や移動支援の確保が重要となります。

(5) 権利擁護、差別解消について

国の障害者基本計画(第4次)の中で、成年後見制度の適切な利用の促進や、障がいを理由とする差別の解消の推進について述べられています。

本町のアンケート調査の結果では、成年後見制度について「名前も内容も知っている」と答えた方が20.8%であるため、現在本町での利用はありませんが、権利擁護を推進するためには、成年後見制度について周知していく必要があります。また、障がいを理由とした差別の経験について、「ある」又は「少しある」と答えた割合が26.3%であり、一定数の方が差別の経験があると答えています。

共生社会の実現のためには、障がいのある人の権利擁護や、障がいのある人への差別解消について啓発し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう推進する必要があります。

(6) 災害時の避難について

全国的に災害が増えている中で、障がいのある人の避難について検討していく必要があります。

災害時に一人で避難できる方が47.1%と半数近く、また、近くに助けてくれる人が「いない」・「わからない」方が49.2%いるため、災害時の支援者を確保する必要があります。

また、災害時に困ることとして、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(42.9%)や「安全なところまで、迅速に避難することができない」(31.7%)などが上位に挙げられていることから、人材確保とともに、避難所などの合理的配慮についても合わせて進めていく必要があります。

第3章 計画の理念と成果目標

1 計画の理念

色麻町障がい者計画では、基本理念を「たがいに支え合い 自分らしく 笑顔で暮らせる町」として、全ての町民がともに支え合い、障がいのある人もない人も、個性と人格を認め合い、笑顔で元気に暮らせるまちづくりを目指しています。そこで、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画では、これを踏まえた形で基本理念を設定しました。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画についても、障がい者計画と同じ方向を目指して、障がい福祉のまちづくりを推進していくことから、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画から引き続き、「(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、(2) 身近な実施主体と一元的な障がい福祉サービスの実施、(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本理念に掲げて、各種事業を推進します。

2 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画において、国の考え方をもとに令和5年度を目標とする以下の成果目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点で施設入所者数は8人となっており、これまでの実績や施設入所者の動向などを総合的に勘案し、令和5年度末における地域生活移行者数を1人にすることを目標とします。

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和元年度末の施設入所者数（実績値）	8人	・令和元年度末時点の施設入所者数。
地域生活移行者数	1人 (12.5%)	・令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
施設入所者の削減	0人	・令和元年度末の施設入所者数の1.6%以上を削減。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置

令和2年度では未設置だった協議の場を、令和5年度までには大崎圏域で1か所設置することを目標とします。

項目	数値	国の基本指針による考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	1か所	・令和5年度末までに保健、医療、福祉関係者等と連携した協議の場を設置する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	・協議の場の1年間の開催回数を見込む。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	3人	・保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数を見込む。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	・協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込む。

②精神障がいのある人の障がい福祉サービスの利用

共同生活援助については、令和5年度に利用が増加することを見込みます。その他のサービスについては、利用を見込んではいませんが、希望がある場合には、関係機関と連携し、事業の円滑な実施に努めます。

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
精神障がい者の							
地域移行支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実利用者数	6	6	7	7	7	9
自立生活援助	実利用者数	0	0	0	0	0	0

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の地域生活支援を更に推進するため、「①相談」、「②緊急時の受け入れ・対応」、「③体験の機会・場」、「④専門的人材の確保・養成」、「⑤地域の体制づくり」の5つの機能の整備が求められています。

そのため、障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるような支援を提供できるよう、令和5年度末までに、面的整備を実施することを目標とし、色麻町自立支援協議会で引き続きニーズの把握とその対応を検討していきます。また、年2回以上運用状況の検証・検討を行うことを目標とします。

項目	数値	国の基本指針による考え方
地域生活支援拠点等の設置数	面的整備 1か所以上	・令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保。
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年2回以上	・その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度は実績がありませんでした。令和5年度末時点では、地域の実情等を踏まえて就労移行支援等から一般就労への移行については3人を目標とします。就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度時点で1人を目標とします。

また、本町では就労定着支援事業所の設置がないため、就労定着率が8割以上の事業所の割合について数値を設定していませんが、大崎圏域内で利用できるよう、関係機関と連携します。

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和5年度の一般就労への移行者数	3人	・令和5年度中に、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A、就労継続支援B）を通じて一般就労する者の数。
就労移行支援	1人	
就労継続支援A型	1人	
就労継続支援B型	1人	
就労定着支援事業の利用者数	1人	・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者。
就労定着率が8割以上の事業所の割合	—	・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センター、保育所等訪問支援の利用可能事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、大崎圏域に設置しています。

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保については、令和元年度では未確保だったのを、令和5年度までには、大崎圏域で1か所確保することを目標とします。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和元年度では未設置だったのを、令和5年度までには、大崎圏域で1か所設置することを目標とします。

・児童発達支援センターの設置及び保健所等訪問支援の充実

項目	数値	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	大崎圏域内に 1か所	・令和5年度末までに市町村又は圏域に1か所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援の利用可能事業所	大崎圏域内に 1か所	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

・主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保

項目	数値	国の基本指針による考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	大崎圏域内に 1か所	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	大崎圏域内に 1か所	

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	数値	国の基本指針による考え方
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	大崎圏域内に 1か所	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、協議の場を設けることを基本とする。
コーディネーターの配置	大崎圏域内に 1名	・令和5年度末までに市町村又は圏域において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新設】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを大崎圏域に1か所設置することを目標とします。

項目	数値	国の基本指針による考え方
総合的・専門的な相談支援の実施の有無 (有の場合1)	1	・令和5年度末までの各障がい種別の多様なニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施。
地域の相談支援体制の強化		・令和5年度までに、実施体制を確保。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込む。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標【新設】

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目標とします。

項目	数値	国の基本指針による考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	・令和5年度までの、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制		・令和5年度までの、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数。
体制の有無	有	
実施回数	1回	

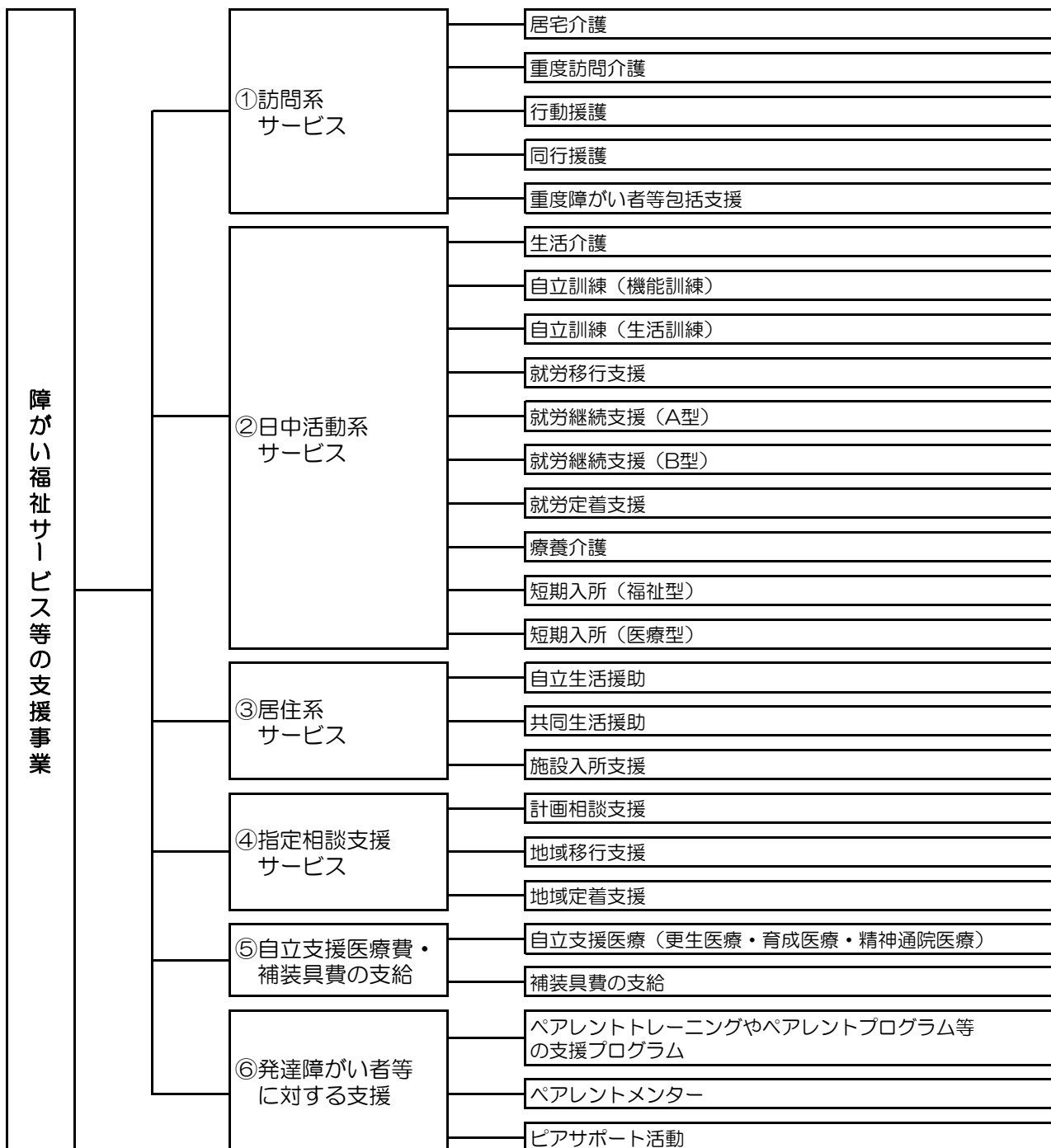
第4章 サービス見込み量と確保のための方策

1 障がい福祉計画

(1) 障がい福祉サービス

各サービスについて、必要とする方に適切に提供できるよう、本計画の計画期間（令和3年度から令和5年度）の事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（平成30年度から令和2年度）やアンケート調査結果を基に把握した市民のニーズを勘案します。

図表 障がい福祉サービス等の支援事業



①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> • 自宅での入浴介護や排せつ介護等の身体介護、食事の調理や掃除などの家事援助、通院等の際に付き添うなどの通院等介助などのサービスを行います。
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> • 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がいのある人や常時介護を必要とする重度の知的または精神障がいのある人が対象となります。 • 自宅での入浴介護や排せつ介護等の身体介護、食事の調理や掃除などの家事援助、通院等の際に付き添うなどの通院等介助などを総合的にを行います。
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> • 常時介護を必要とする重度の知的または精神障がいのある人が対象となります。 • 危険を回避するために必要な外出時の支援を行います。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が対象となります。 • 外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。
重度障がい者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> • 寝たきりの状態で著しい行動障がいがあるなど、介護の必要度合いが非常に高い障がいのある人が対象となります。 • 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

【サービス見込み量の設定】

訪問系サービスの見込み量について、居宅介護は、利用人数、時間共に増加を見込みます。重度訪問介護は、利用人数は一定であるものの、利用時間については増加を見込みます。行動援護及び同行援護は、一定の利用量が続くことを見込みます。重度障がい者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、希望がある場合には、適切に支給決定を行います。

(1か月当たり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	実利用者数	8	8	8	9	10	11
	時間	166	184	200	222	244	266
重度訪問介護	実利用者数	2	1	1	2	2	2
	時間	103	82	68	136	140	140
行動援護	実利用者数	2	1	1	2	2	2
	時間	9	6	9	18	18	18
同行援護	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	時間	4	8	9	9	9	9
重度障がい者等 包括支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービス見込み量の確保方策】

- 居宅介護については、単身生活や介護者の介護負担を支えるため、地域の相談支援体制の充実を図り、関係機関と連携してサービス調整を行い、適切なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。
- 同行援護や行動援護については、地域生活支援事業（移動支援事業）との棲み分けの明確化を図ることにより、新規事業者の参入促進に努めます。

②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・常時介護が必要な人が対象となります。 ・事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを行います。
自立訓練（機能訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。 ・自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを行います。
自立訓練（生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい、精神障がいのある人が対象となります。 ・自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを行います。
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる人が対象となります。 ・一定期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就労に必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な人が対象となります。 ・一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人が対象となります。 ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援等を利用して一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。 ・一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

サービス名	内容
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な人が対象となります。 ・病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする人が対象となります。 ・入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。 ・医療型施設等への短期間の入所を必要とする遷延性意識障がい者（児）、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患を有する者等及び重症心身障がい者（児）に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【サービス見込み量の設定】

日中活動系サービスの見込み量について、生活介護、就労継続支援（B型）及び短期入所（福祉型）は、利用人数、日数共に増加を見込みます。自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労定着支援は、どちらも令和5年度の利用を見込みます。就労移行支援、療養介護及び短期入所（医療型）は、一定の利用量が続くことを見込みます。就労継続支援（A型）については、利用を見込んでいませんが、希望がある場合には、適切に支給決定を行います。

（1か月当たり）

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	実利用者数	13	14	14	17	21	24
	延利用日数	262	294	270	342	413	473
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数	0	0	0	0	0	1
	延利用日数	0	0	0	0	0	4
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数	1	0	0	0	0	1
	延利用日数	22	0	0	0	0	8
就労移行支援	実利用者数	1	3	3	3	3	3
	延利用日数	23	34	41	45	45	45

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	R3 年度	R4 年度	R5 年度
就労継続支援 (A 型)	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延利用日数	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (B 型)	実利用者数	22	21	21	23	24	26
	延利用日数	381	393	394	411	438	466
就労定着支援	実利用者数	0	0	0	0	0	1
	延利用日数	0	0	0	0	0	1
療養介護	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	延利用日数	31	31	30	31	31	31
短期入所 (福祉型)	実利用者数	3	2	3	4	5	6
	延利用日数	27	25	25	32	40	48
短期入所 (医療型)	実利用者数	1	1	1	2	2	2
	延利用日数	5	5	6	12	12	12

【日中活動系サービス見込み量の確保方策】

- 生活介護については、民間事業所の新規開設や既存事業所の利用継続ができるとともに、医療的ケアに対応可能な事業所の確保に努めていきます。
- 自立訓練、就労移行支援、療養介護は、制度の周知を図るとともに、サービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。就労継続支援は、個々の対象者の年齢層や作業能力等に応じたサービス基盤の整備に努めます。
- 短期入所については、入所施設や相談支援事業者等の関係者による利用者のニーズ調整や空床施設の情報提供により、現行施設の活用を図ります。

③居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人等が対象となります。 ・一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい、精神障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な人が対象となります。 ・家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行います。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護や自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

【サービス見込み量の設定】

居住系サービスの見込み量について、共同生活援助は、令和5年度に利用が増加することを見込みます。施設入所支援は、一定の利用量が続くことを見込みます。自立生活援助については、利用を見込んでいませんが、希望がある場合には、関係事業所と連携し、支援に努めます。

(1か月当たり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	実利用者数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実利用者数	7	7	8	8	8	10
	延利用日数	199	206	238	238	238	280
施設入所支援	実利用者数	7	8	8	8	8	8
	延利用日数	211	248	224	240	240	240

【居住系サービス見込み量の確保方策】

- ・自立生活援助については、大崎圏域では、現在未設置ですが、その代替支援として相談支援事業所などの関係事業所と連携し、支援に努めていきます。
- ・共同生活援助については、既存の事業所や近隣市町と連携し、グループホームの設置を促進し、サービス見込み量の確保に努めていきます。
- ・施設入所支援については、施設入所支援が真に必要な利用者に対して適切な支援が行えるよう、相談支援事業所と連携し、サービス見込み量の確保に努めていきます。

④指定相談支援サービス

サービス名	内容
計画相談支援	・障がいのある人や保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	・施設に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人への住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	・居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行います。

【サービス見込み量の設定】

指定相談支援サービスの見込み量について、計画相談支援については一定の利用量が続くことを見込みます。地域移行支援及び地域定着支援については、利用を見込んではいませんが、希望がある場合には、関係機関と連携し、事業の円滑な実施に努めます。

(1か月当たり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	実利用者数	7	9	11	11	11	11
地域移行支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0

【指定相談支援サービス見込み量の確保方策】

- ・計画相談支援については、利用者のニーズを把握し、自己決定や自立促進の支援に努めるとともに、利用者が希望する相談事業所を利用できるように町内事業所、大崎圏域等も視野に入れ対応します。また、サービス提供事業所や関係機関との連携のもと相談支援事業所と協議の上、計画的にサービス等利用計画の作成に努めます。
- ・地域移行支援や地域定着支援については、必要に応じて新規事業所の参入促進に努めるとともに、相談支援事業所、医療機関及び入所施設等との連携により、事業の円滑な実施に努めます。

⑤自立支援医療費・補装具費の支給

サービス名	内容
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	・心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療費制度を県と連携し提供していきます。
補装具費の支給	・身体機能を補い、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。

⑥発達障がい者等に対する支援

項目	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要とされています。 ・適切な対応ができるよう、人数を見込みます。
ペアレントメンターの人数	
ピアサポート活動への参加人数	

【サービス見込み量の設定】

発達障がい者等に対する支援の見込み量について、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及びペアレントメンターの人数は、令和4年度から人数を見込みます。ピアサポート活動への参加人数は、増加を見込みます。

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数	—	—	—	0	1	1
ペアレントメンター	人数	—	—	—	0	1	1
ピアサポート活動	参加人数	8	8	8	10	11	12

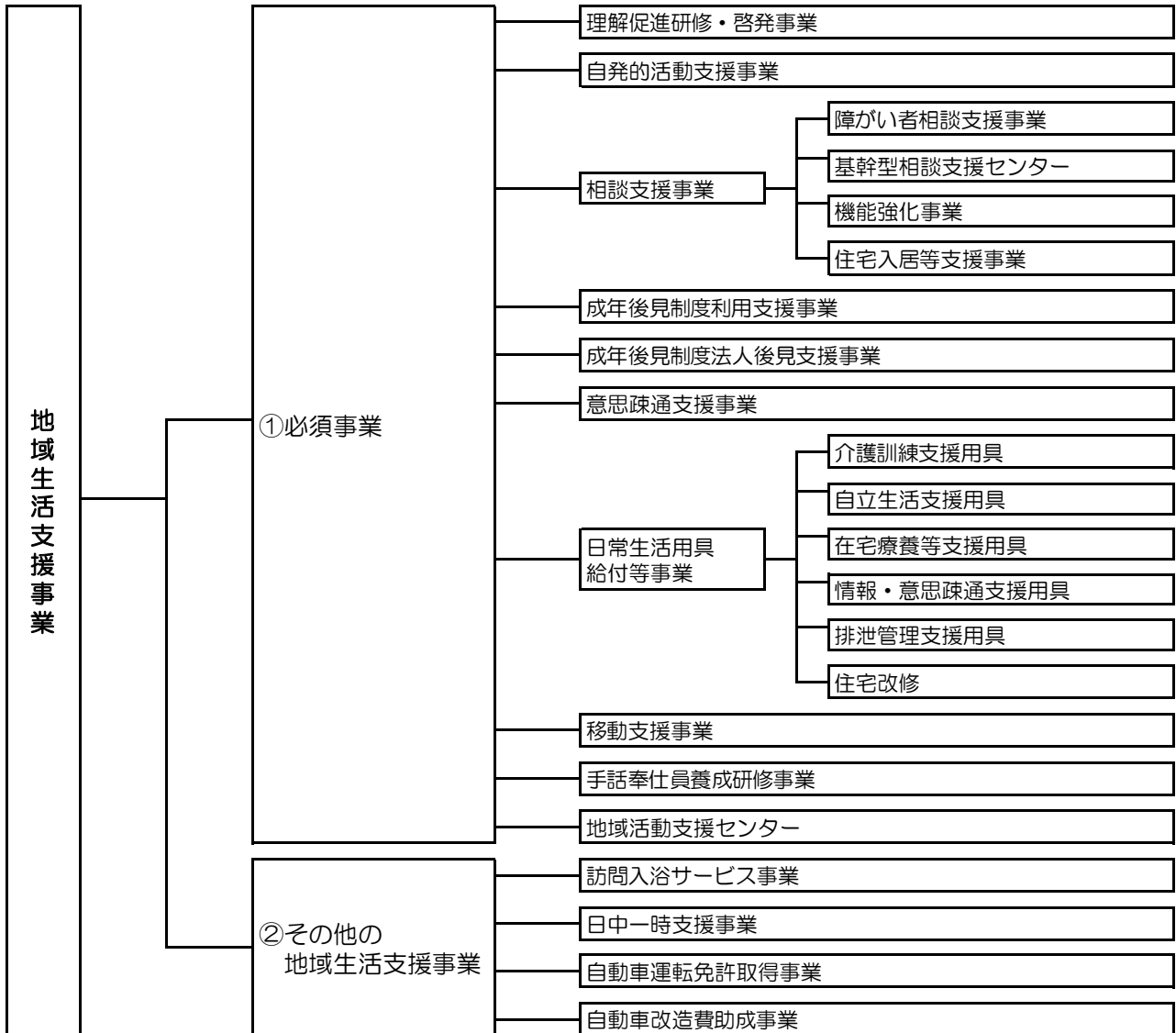
【発達障がい者等に対する支援見込み量の確保方策】

- ・研修会への参加を促進していきます。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう市町村を中心として実施される事業です。本計画の計画期間（令和3年度から令和5年度）の事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（平成30年度から令和2年度）を勘案します。

図表 地域生活支援事業



① 必須事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民への働きかけを強化することにより、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
相談支援事業	
障がい者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹型相談支援センター等機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹型相談支援センターを広域で設置し、障がいのある人などの相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援などの事業を推進します。
住宅入居等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用が有効と認められる身体・知的・精神に障がいのある人に対して成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて、制度の周知に努めます。
意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。 コロナ禍に対応できる手話遠隔サービスを導入していきます。
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体・知的・精神に障がいのある人及び難病医療受給者等、障がいのある児童を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出時に必要な支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者等との交流の場の促進、活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。対象者は公募するものとし、養成研修の期間は2年間となります。大崎圏域で実施します。
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センターの事業を行います。

【地域生活支援事業の見込み量の設定】

地域生活支援事業のうち、必須事業の見込み量について、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業は、前計画から引き続き実施することを見込みます。障がい者相談支援事業は、利用の増加を見込みます。基幹型相談支援センターは、令和5年度の設置を見込みます。機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業は、令和3年度からの実施を見込みます。意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業及び地域活動支援センターについては、一定の利用量が続くことを見込みます。その他のサービスについては、利用を見込んでいませんが、希望がある場合には、適切に支給決定を行います。

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	すくすくの会、自発的な会を保健師、社協が支援、実施	すくすくの会、自発的な会を保健師、社協が支援、実施	未実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施か所数	1	2	2	3	5	8
基幹型相談支援センター	実施か所数	0	0	0	0	0	1
機能強化事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	実利用者数	2	2	2	2	2	2

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	R3 年度	R4 年度	R5 年度
日常生活用具給付等事業	合計 件数	170	149	135	195	195	195
介護訓練支援用具	利用 件数	0	2	0	1	1	1
自立生活支援用具	利用 件数	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	利用 件数	0	2	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用 件数	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	利用 件数	170	144	135	192	192	192
住宅改修	利用 件数	0	1	0	1	1	1
移動支援事業	時間 /月	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 /月	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター	実施 か所数	1	1	1	1	1	1

※利用実績から見込みを推計していますが、見込みが0となっている事業についても必要な方がサービスを利用できるようにしていきます。

②その他の地域生活支援事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	・重度の身体障がいのある人が居宅浴室において入浴することが困難な場合に、居宅に浴槽等の機材を搬入し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	・見守り等の支援が必要な障がいのある人を一時的に預かる場所を提供し、介護者の一時的な休息の確保や就労支援を図ります。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	・障がいのある人が就労等の社会活動へ参加するために必要な自動車運転免許取得費用の一部を助成します。また、肢体不自由の身体に障がいのある人に対しては、自動車改造の費用の一部を助成します。

【サービス見込み量の設定】

その他の地域生活支援事業のうち、必須事業以外の見込み量について、いずれのサービスについても一定の利用量が続くことを見込みます。

(1か月当たり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	2	0	0	1	1	1
自動運転免許取得事業	実利用者数	0	1	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	2	0	0	1	1	1

③地域生活支援事業見込み量確保のための方策

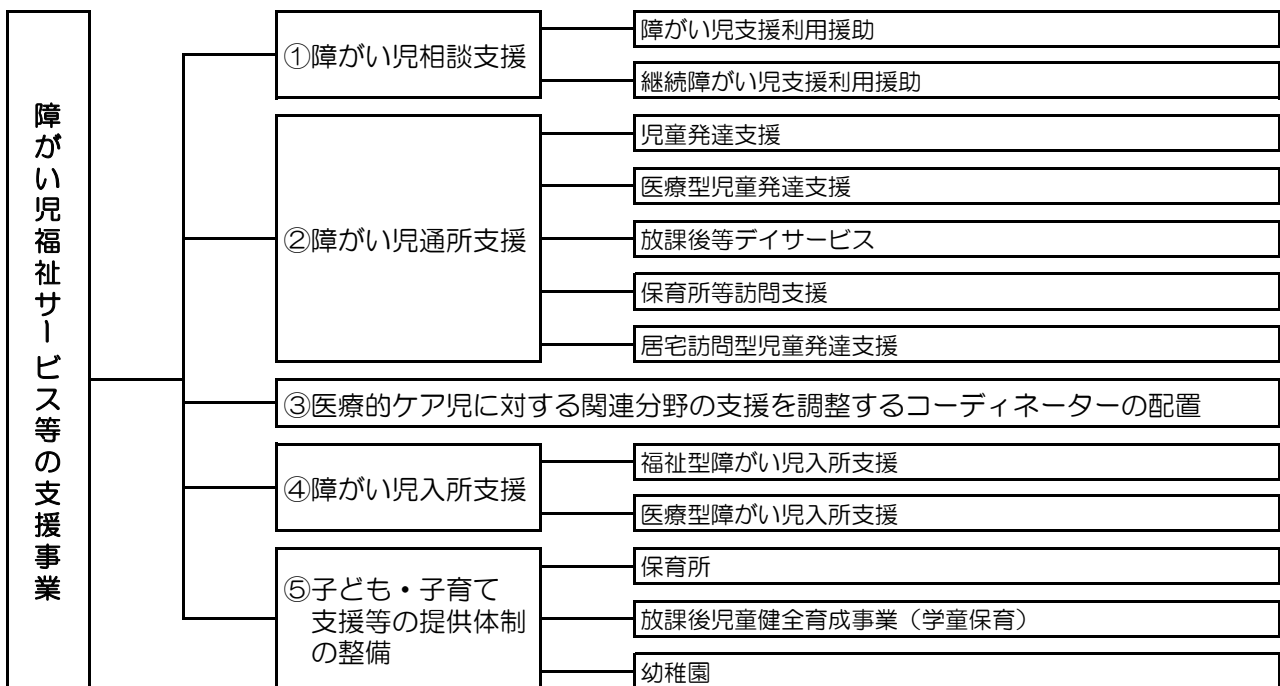
- ・各種事業について必要な情報提供を行い、適切なサービスが提供できるように努めます。
- ・相談支援事業について、気軽に相談できる環境等の整備や相談に応じる職員の資質向上に努めます。
- ・日常生活用具給付等事業について、障がいのある人が自立した日常生活を送れるよう必要な用具の把握や給付体制の整備に努めます。
- ・地域活動支援センター事業について、利用者の日常生活の充実が図れるよう創作活動や生産活動等の充実と努めるとともに、相談支援体制の整備を図ります。
- ・移動支援事業や意思疎通支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等について、利用者のニーズに応えられるよう、サービスの提供に努めます。

2 障がい児福祉計画

(1) 障がい児福祉サービス

各サービスについて、必要とする方に適切に提供できるよう、本計画の計画期間（令和3年度から令和5年度）の事業量を見込みます。事業量の設定にあたっては、過去の実績（平成30年度から令和2年度）やアンケート調査結果を基に把握した市民のニーズを勘案します。

図表 障がい児福祉サービス等の支援事業



①障がい児相談支援

サービス名	内容
障がい児支援利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者から依頼を受けた指定障がい児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。
継続障がい児支援利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障がい児相談支援事業者が、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

②障がい児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・主に6歳から18歳の障がいのある児童を対象として放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児施設で障がい児に対する指導経験のある児童指導員・保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【サービス見込み量の設定】

障がい児通所支援の見込み量について、児童発達支援は、一定の利用量が続くことを見込みます。放課後等デイサービス及び障がい児相談支援では、令和4年度に利用が増加することを見込みます。医療型児童発達支援や保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援については、利用を見込んでいませんが、希望がある場合には、適切に支給決定を行います。

(1か月当たり)

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	実利用者数	0	0	1	2	2	2
	延利用日数	0	0	8	24	24	24
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延利用日数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数	5	5	5	5	6	6
	延利用日数	93	64	74	77	85	85
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延利用日数	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者数	2	3	5	6	7	7

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	・医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努めます。

【サービス見込み量の設定】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の見込み量については、令和5年度に1名の見込みで、大崎圏域で検討していきます。配置されるまでは、保健師や医療機関、事業所等の関係者間のチームで支援に努めます。

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30年度	R1年度	R2年度 9月末	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネーター	配置 人数	0	0	0	0	0	1

④障がい児入所支援

サービス名	内容
福祉型障がい児入所支援	・障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型障がい児入所支援	・知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行います。

※支援の必要に応じて調整支援を行います。

⑤子ども・子育て支援等の提供体制の整備

サービス名	内容
子ども・子育て支援等の提供体制の整備	・障がい児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所等における受入れ体制の確保に努めます。

【サービス見込み量の設定】

子ども・子育て支援等の提供体制の整備については、放課後児童健全育成事業（学童保育）は一定の利用量が続くことを見込みます。その他のサービスについては、利用を見込んでいませんが、希望がある場合には、関係機関等と連携し適切な対応ができるように支援していきます。

項目		実績			見込み		
サービス名	単位	H30 年度	R1 年度	R2 年度 9月末	R3 年度	R4 年度	R5 年度
保育所	実利用者数	0	0	1	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	実利用者数	0	1	1	1	1	1
幼稚園	実利用者数	0	0	1	0	0	0

【障がい児福祉サービス見込み量確保のための方策】

- ・障がい児相談支援については、適切なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに、児童の相談支援体制づくりの構築に努めます。
- ・児童発達支援については、既存の事業所をはじめ相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の維持ができるよう支援に努めます。

第5章 計画の推進

1 地域自立支援協議会

本町では「色麻町自立支援協議会」を設置し、地域における障がいのある人の生活を支援するための取組を推進します。

(1) 色麻町自立支援協議会の位置付け

本町は、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障がい者等への支援の体制整備を図るため、色麻町自立支援協議会を設置しています。

(2) 色麻町自立支援協議会の目的

色麻町自立支援協議会では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりや障がい福祉サービスの構築の検討などに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、関係機関及び関係者で協議を行い、それに基づいて支援することにより、障がいのある人の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。

(3) 色麻町自立支援協議会の役割

色麻町自立支援協議会の役割は次のとおりとなっています。

- ①関係機関による情報の共有とネットワーク構築等に関すること
- ②個別事例への支援のあり方に関すること
- ③地域の社会資源の開発、改善等に関すること
- ④委託相談支援事業者の運営評価に関すること
- ⑤障がい福祉計画の作成、達成状況の点検及び評価に関すること
- ⑥障がい者の権利擁護に関すること
- ⑦その他障がい者等への支援及び協議会の運営に関し必要なこと

(4) 色麻町自立支援協議会の構成員

色麻町自立支援協議会の構成員は次のとおりとなっています。

- ①相談支援事業者
- ②障がい福祉サービス事業者
- ③保健医療関係者
- ④教育・雇用関係機関
- ⑤障がい者関係団体
- ⑥民生委員児童委員

(5) 大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議

本町では、大崎地域の市町で構成する「大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議」において障がい者支援に必要な連携を図るとともに、支援が本町のみで困難な場合には、大崎地域の社会資源等を生かした支援に取り組みます。

①大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の設置

大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議は、平成 25 年度末に大崎地域自立支援協議会が廃止され、各市町に障害者総合支援法に規定する自立支援協議会が設置されることに伴い、大崎圏域（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町で構成された区域）での障がい者支援に必要な連携を引き続き維持するために設置されました。

②大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の基本事項

大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議は、相談支援や就労、児童発達障がい、障がい福祉行政の分野のワーキング運営の共通イメージであり、構成団体での全大会的な会議は想定していません。本会議では、分野間の連携を強化する観点において、共通して定めるべき事項を定め、個別に必要な事項は各ワーキングで定めるよう委ねています。

また、障がい者支援に係る課題は、各市町の自立支援協議会で解決に向けて取り組まれますが、大崎圏域内での関係団体の連携、協力で解決できるものは当会議で協議することができます。当会議で解決できない場合は、各市町村の自立支援協議会から直接、県の自立支援協議会に支援を求めていくこととなります。

2 虐待防止への取組

障害者虐待防止法の施行により、障がい者虐待への対応として、関係機関との連携強化及び相談支援の体制を充実するとともに、虐待防止に向けた理解啓発を図りながら、虐待の未然防止と早期発見に努めます。

また、本町では、関係機関と連携し、色麻町自立支援協議会及び大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の持つ機能を活用しながら障がいのある人などに対する虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組みます。

3 計画の推進にあたって

次に掲げるような点に留意し、本計画を推進していきます。

(1) 庁内の推進体制の整備と町民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けて、障がい者福祉の分野にとどまらず、庁内の様々な部局にわたって、十分な連携のもとに事業・施策を進めます。

また、各種の障がい福祉施策を推進し、共に生きる地域社会づくりを構築していくにあたっては、行政、事業者、医療機関、学校、ボランティア団体等の各関係機関の緊密な連携や地域のネットワークが必要であり、関係機関や地域住民と必要な情報を共有し、共に協力していくための体制を確立していきます。

(2) 国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応する必要がある事業については、国・県・近隣市町村とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

また、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者（児）が、その心身の状況に応じた福祉サービスが受けられるよう近隣市町村と課題の整理等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

(3) 計画についての広報・啓発の推進

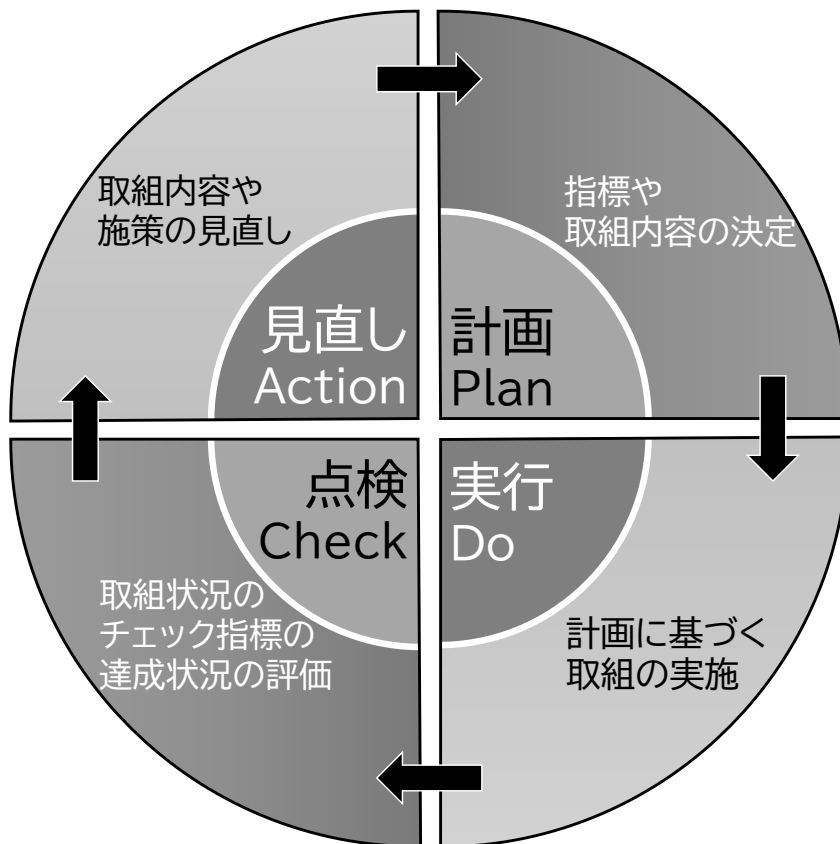
計画について、広く町民の理解や協力を得るために、町の広報紙やホームページなど様々な機会を通じて計画の広報・啓発を行います。

(4) 計画の達成状況の点検と評価

計画の達成状況について、毎年度、色麻町自立支援協議会で点検・評価をし、進行管理を行います。また、障がい福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣市町村の実施状況なども踏まえ検証します。

成果目標及び活動指標については、PDCA サイクル（計画－実行－点検－見直し）のプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行うこととなります。

図表 PDCAサイクルによる点検及び評価



資料編

資料1 計画策定の経過

年 月 日	内 容 等
令和2年10月27日	色麻町自立支援協議会（第1回計画策定委員会） ・色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係るアンケート調査について
令和2年10月27日 ～ 令和2年11月13日	アンケート調査の実施
令和3年1月26日	色麻町自立支援協議会（第2回計画策定委員会） ・色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の骨子案についての意見交換
令和3年2月17日 ～ 令和3年3月1日	パブリックコメントの募集 ・色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）に対する意見募集（町ホームページ又は保健福祉課で閲覧）
令和3年2月19日	色麻町自立支援協議会（第3回計画策定委員会（書面開催）） ・色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画案についての意見徴収
令和3年3月11日	色麻町自立支援協議会（第4回計画策定委員会） ・パブリックコメントの実施及び結果報告 ・色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画案についての意見徴収

資料2 障がい福祉計画に関連する法律

【児童福祉法】

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律です。

【障害者基本法】

障がい者施策の基本を定めた法律です。

障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とし、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者福祉に関わる施策の基本となる事項を定めています。

【障害者虐待防止法】

障がい者の虐待の禁止、予防と早期発見による虐待の防止、養護者への支援等を講じるために制定された法律です。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、速やかに市町村や都道府県に通報する義務も定められています。

【障害者権利条約】

障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約です。

日本は平成26年1月に^{ひじゅん}批准し、2月に日本について効力を発生しました。

【障害者差別解消法】

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消することを目的とした法律です。

障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけています。

【障害者総合支援法】

障害者自立支援法が改正される形で、平成25年に施行されました。

障がい者の範囲に難病等を追加し、難病患者等が障がい福祉サービスの給付対象に含められるようになりました。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律】

平成 30 年 4 月に施行され、障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などについて、明記されています。

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）】（改正）

障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度末の目標の設定や、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画の作成に当たって即すべき事項を定め、障がい福祉サービスなどを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としています。

【発達障害者支援法】

平成 17 年 4 月に施行され、成立に伴い、それまで各制度の谷間に置かれていた発達障がい者、各制度においても位置付けられるようになりました。

資料3 用語集

あ行

【アスペルガー症候群】

発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としています。近年では、発達障がいの1つである自閉症と合わせて、「自閉症スペクトラム障がい」として考えられるようになってきています。

【一般就労】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、「一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業」といいます。

か行

【学習障がい】

1つまたは複数の特定の能力について、なかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習面での困難に直面している状態です。

【グループホーム】

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常生活援助を行う施設です。

【広汎性発達障がい】

障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインでは、「相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い」、「見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つ時はきっちりしている」、「大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある」を主な特徴として挙げています。

【自閉症】

自閉症とは、「他人との社会的関係の形成の困難さ」、「言葉の発達遅れ」、「興味や関心が狭く特定のものにこだわること」を特徴とする障がいです。近年では、アスペルガー症候群と合わせて、「自閉症スペクトラム障がい」として考えられるようになってきています。

【肢体不自由】

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態のことをいいます。

【障害保健福祉圏域】

市町村だけでは対応困難な各種のサービスを面的・計画的に整備することにより広域的なサービス提供網を築くため、都道府県の医療計画における二次医療圏や老人保健福祉圏域を参考に、広域市町村圏、福祉事務所、保健所等の都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町村を含む広域圏域として設定しています。

【身体障がい】

身体障害者福祉法では身体障がい者を、「身体上の障害がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義しています。

【精神障がい】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では精神障がい者を、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義しています。

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断する能力が十分でない場合に、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を支援する制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

【地域活動支援センター】

就労が困難な障がいのある人に創作活動や生産活動、社会との交流の場を提供します。

【地域自立支援協議会】

障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うための会議です。

【地域包括ケアシステム】

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで持続することができるように、地域内で助け合う体制のことです。

【知的障がい】

知的機能の障がい、発達期（おおむね 18 歳まで）に現れるもので、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥が見られます。

【注意欠陥多動性障がい】

年齢に不釣り合いな注意力と、衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障を来します。

【特別支援学級】

主に小中学校で、特別な支援を要する児童・生徒のために設けられた学級です。平成 19 年 4 月 1 日に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行によって、これまでの「特殊学級」と呼ばれていたものが「特別支援学級」という名称になりました。

な行

【内部（内部障がい）】

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいの 7 つの障がいの総称です。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。なお、平成 25 年 4 月から難病等が障害者総合支援法の対象となり、令和元年 7 月からは対象疾病が 361 種となっています。

は行

【発達障がい】

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義しています。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

【ピアサポート】

一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られること。ピア（peer）とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。

【ペアレントトレーニング】

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

【ペアレントプログラム】

子育てに困難を感じる保護者を対象として開発されたプログラム。子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としています。

【ペアレントメンター】

自らも発達障がいの子どもの育てる経験をし、かつ地域で実施している養成研修を経た親を指します。

【放課後等デイサービス】

児童福祉法において、「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」としています。

ら行

【療育手帳】

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなります。

色麻町
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

発行年月:令和3年3月

発行:宮城県色麻町

編集:保健福祉課

住所:宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27 番地2

電話:(0229)66-1700

F A X:(0229)66-1717

ホームページ:<http://www.town.shikama.miyagi.jp/>

